

令和 6 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9月12日

本日の会議に付した案件

議案第59号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第60号 江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正について

議案第62号 財産の無償貸付について

議案第63号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第3条 繰越明許費の補正

第5条 地方債の補正のうち

空調設備整備事業（小学校）

空調設備整備事業（中学校）

保育園整備事業

議案第64号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第65号 令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

議案第67号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和5年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 江南市国民健康保険条例の一部改正について

出席委員（7名）

委員長	藤岡和俊君	副委員長	土井紫君
委員	野下達哉君	委員	尾関昭君
委員	三輪陽子君	委員	長尾光春君
委員	須賀博昭君		

欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

副議長	片山裕之君	議員	堀元君
議員	中野裕二君	議員	大藪豊数君
議員	石原資泰君	議員	岡地清仁君
議員	牧野行洋君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長兼議事課長	石黒稔通君	副主幹	磯部将人君
主任	鶴見吉宏君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	村良弘君
ふくし部長	貝瀬隆志君
健康こども部長兼こども家庭センター長	坪内俊宣君
教育部長	松本朋彦君
地域ふくし課長	石田哲也君

地域ふくし課主幹	土 谷 武 史 君
地域ふくし課副主幹	安 藤 和 仁 君
介護保険課長	栗 本 真由美 君
介護保険課主幹	影 山 壮 司 君
介護保険課副主幹	三 浦 理 恵 君
ふくし支援課長	稲 田 剛 君
ふくし支援課主幹	古 川 雄 一 君
保険年金課長	三 輪 崇 志 君
保険年金課主幹	鈴 木 勉 君
保険年金課副主幹	岩 井 貴 臣 君
こども未来課長	間 宮 徹 君
こども未来課指導保育士	村 田 志 穂 君
こども未来課副主幹	大 脇 宏 祐 君
こども未来課副主幹	中 山 享 哉 君
子育て支援課長	長谷川 崇 君
子育て支援課副主幹	加 藤 あかね 君
子育て支援課副主幹	高 田 昌 治 君
健康づくり課長兼保健センター所長	中 山 英 樹 君
健康づくり課主幹	脇 田 亜由美 君
教育課長	茶 原 健 二 君
教育課管理指導主事	長 岡 晃 臣 君
教育課主幹	源 内 隆 哲 君
教育課副主幹	岩 田 麻 里 君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

仙 田 隆 志 君

学校給食課副主幹

宇佐見 裕 二 君

生涯学習課長兼少年センター所長

藤 田 明 恵 君

生涯学習課主幹

前 田 昌 彦 君

生涯学習課副主幹

石 垣 恵 子 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

中 村 雄 一 君

スポーツ推進課副主幹

岡 地 孝 浩 君

○委員長 おはようございます。

若干時間が早いようですが、皆さんおそろいですので、ただいまより厚生文教委員会を開会いたします。

9月に入りましても猛暑日、昨日も150か所以上ということで、まだまだちょっと暑い日が続きます。皆様御自愛いただければと思います。9月定例会は、決算審査及びいろんな重要な議案がまだ残っております。皆様に慎重審議をよろしくお願いいたします。

ここで委員会での服装ですが、時節柄上着、ネクタイの着用につきましては適宜お取り計らいいただきますようお願いいたします。また、市制70周年記念ポロシャツの着用につきましても適宜いたしますのでよろしくお願いいたします。

では、市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る8月28日に9月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適正なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。簡単でありますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、市長は公務のため御退席されます。

では本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第59号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてをはじめ11議案と、請願第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方はそれぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。よろしくお願いいたします。

議案第59号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長 では最初に、議案第59号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から説明がありましたらお願いいたします。

○ふくし支援課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第59号について御説明を申し上げますので、議案書の18ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

19ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

はねていただきまして、20ページから22ページにかけまして条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時33分　休　憩

午前9時33分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号 江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第60号 江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、議案第60号について御説明申し上げますので、議案書の23ページをお願いいたします。

江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、24ページには江南市歯と口腔の健康づくり推進条

例の一部を改正する条例（案）を、25ページには江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 では、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 すみません、大変いい表彰になるとは思うんですけど、実績として8020・9018の実績と、あてこの100……。

○委員長 どう読むの。

○三輪委員 どうやって読むの。

○委員長 「イチマルマルイチマル」だそうです。

○三輪委員 今回10010をつくった場合の予想といいますかね、どのくらいの方が表彰に値するのか、もし分かれば教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 今回、令和6年度の8020・9018表彰及び特別表彰についてのそれぞれの状況でございます。

10010の特別表彰につきましては3名ございます。9018表彰につきましては33名、8020表彰につきましては167名が表彰対象となっております。

表彰式につきましては、令和6年10月31日木曜日午前11時からHome & n i c oホールの大ホールで執り行います。

○委員長 よろしいでしょうか。

○尾関委員 教えてほしいんですけど、この条例がこうやって上がってきた経緯というのは何だったか。

あと、尾北歯科医師会はどういう見解なのか。

あと3つ目に、8020・9018だと10歳で2本ずつ減っているの、100歳だったら16本じゃないんですかというところですけど、お答えください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず歯と口腔の健康づくり推進条例の制定の背景になりますけれども、愛知県のほうが歯と口腔の推進条例の制定のほうを始めまして、愛知県下で54市町村中24市町村が歯と口腔の健康条例を定めている状況であります。その中で、歯と口腔の健康づくりの推進条

例の中で軸となる8020表彰を執り行っていく中で、江南市の独自の施策として9018表彰を行っております。こちらの9018表彰は、平成14年度から取り組んでおります。

今回、10010表彰を行うに当たって、歯と口腔の健康推進条例を愛知県で一番初めにつくりましたあま市のほうが現在10020、100歳で20本というような表彰を執り行っております。そういった中で尾北歯科医師会と相談しながら、あまりハードルを上げるのではなくて、8020・9018のほうが次の励みとして100歳でも表彰されるといったところがこれから人生100年時代に合っているのではないかということで、江南市としては10010、100歳で10本以上というようなところで定めたものでございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかはありませんでしょうか、よろしいですか。

○須賀委員　　8020は県も表彰しておると思うけど、9018って県はなかったんですか、県独自で。今回は県があると言ってみえるもので、100歳以上の人は県の制度はあって、それに倣ってやるということですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　すみません、8020表彰については愛知県の条例でも定めておりますけれども、それぞれの市町の条例のほうで100歳とか90歳、そういったところの独自の表彰を執り行っているといったのがそれぞれの市町独自の状況になっていますが、県のほうでは8020を推進していくというような形になっております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○須賀委員　　この条例をつくった後に、例えばどういう施策を展開して、税金をどのぐらい使っていく予定なのかという、予算的にそういうのはありますかね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　今回100歳の表彰を掲げた、100歳で10本以上の方に対しては記念品としてバスタオルのほうを提供する予定となっておりますので、令和6年度の既存の予算の中で対応できるといった状況でございます。

○委員長　　3人ですからね。

よろしいでしょうか。

○須賀委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時41分 休 憩

午前9時41分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号 財産の無償貸付について

○委員長 続いて、議案第62号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長 それでは、議案第62号について御説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

令和6年議案第62号 財産の無償貸付についてでございます。

はねていただきまして、30ページから36ページにかけまして参考資料として仮の契約書を掲げてございます。

以上で、議案第62号の説明を終わらせていただきます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 議案質疑でもかなりいろいろ問題点が出てきたと思うんですけど

れども、もう既に例えば病児保育とか発達支援センターとか、そういうものができるといことで、一番最初この株式会社アイگرانに決定したときと状況が変わってきているということがあって、この規約の中でも貸し付けるほうに被害がなければ変えてもいいとか、お金を払えばほかのものに変えてもいいとかというような取り交わしになっているところが一番問題だと思うんですけども、その点については特に問題というふうには考えていないということでしょうか。

- こども未来課長　　今回、議案で出させていただきました無償の貸借につきまして、当初株式会社アイگرانからは保育所のほかに病児保育と子育て支援センター、子育てサロンのようなものをつくるというような御提案がございました。その中で、3者の応募があった中で株式会社アイگرانに決定をさせていただきますして、今回株式会社アイگران側から計画に出されておりますのは保育所、病児保育、子育てサロン及び児童発達支援事業所ということで提案のあったものにプラスして児童発達支援事業所が今回提案された、それを市が認めて無償貸借をするというような形になっております。

　　したがって、当初予定されておりましたものにプラスして市の利益になるものということで、今回認めていこうというところがございます。また、さらに市の利益になる場合はお金を払えばという話もございましたけれども、当然そのときの状況等、社会情勢等もございますので、議案質疑のときにもお話をさせていただきましたが、社会情勢等が大きく変わって、市にとって有益になるようなものであれば用途変更を認めていくというような内容になっております。

- 委員長　　三輪委員、続いて同じ関連ですかね。三輪委員、先で。
- 三輪委員　　それで、例えば病児保育ですとか発達支援センターとかいうのは今既にあるところもありますので、そういうところとの関係、ちょっとこの議案と直接は関係ないのかもしれないんですけど、例えば料金だとか、そういうことについての話合いとかもされているのかをちょっとお尋ねします。
- こども未来課長　　委員おっしゃられますように、児童発達支援事業所も病児保育も現在ございます。病児保育につきましては、現在1か所ということで、受入れの状況は2症例で3人までということになっています。したがって

まして、感染症等がはやったときに2症例までしか受入れができませんので、3人に満たなくても受け入れられないというような事例があったというのは聞いております。

したがいまして、今回新しく別の場所で病児保育ができるということになりますので、そういった観点からは市にとっても有益でございますし、市民にとっても利便性が向上するのではないかなと考えております。

また、児童発達支援事業所でございますけれども、担当のふくし支援課とも協議をいたしました。現在の状況といたしましてはやはり利用される方が増加をしておりますので、現在の事業所数で賄い切れない可能性があるということで、こちらについても市にとっては有益であろうということで、今回協議を認めた形になりますので、お願いいたします。

○三輪委員 さっき聞いたんですけど、料金その他についての交渉というか、民間だから民間にお任せというふうなのか、その辺りはどうでしょうか。

○こども未来課長 料金につきましては、今のところ具体的な協議等は行っておりませんが、既存の病児保育がございますので、それに合わせる形になるだろうというふうには考えております。

○委員長 よろしいですか。

○尾関委員 無償譲渡をする部分で病児・病後児保育も行うという御説明なんですけど、既存の病児・病後児保育、i I こどもクリニックの既存の利用されている土地相当額分補助しなくても公平性は保てますか。

○こども未来課長 既存のi I こどもクリニックにつきましては、個人のクリニックのほうで開設をいただいて、実は補助をさせていただいているような形になります。施設整備については特には出してございませんが、今回の株式会社アイグランにつきましては、そもそも保育所として無償貸付けした中に、自分たちのほうでそういったスペースを設けて運営していくというふうな形でございます。i I こどもクリニックに出しております補助と同様の補助は差し上げることにはなりますけれども、それ以上のものについては市から何か出すということにはございませんので、そういった意味では公平性が保てるのではないかとこのように考えております。

○委員長 よろしいですか。

○野下委員　　今、課長の説明で、本来ならばここは保育所ですよ。民間の保育所へ無償のこの土地を貸し付けるということなんですけど、そこに向こうの提案で病児・病後児と、あと児童発達支援所を提案されたと思うんですけど、これは議案質疑で出てきたんですけど、ちょっと申し訳ないんですけど、議員のほうにこういう提案があったとか、そういういった何か知らせとか、周知等はされていましてでしょうか。

○こども未来課長　　今回の児童発達支援事業所のお話でございますけれども、当初株式会社アイグランから提案があったのは、病児保育と子育て支援センターということで当初は予定に上がっておりませんでした。その後、市と協議をする中で病児保育を、感染症等を予防する観点から、既存の保育所の園児の方たちと動線を分けようということで別棟で建てるというようなお話がございました。

ただ、そうした場合の面積が小さくなってしまいますので、コストが高くなってしまおうということで、株式会社アイグランといたしましては建設コストを下げるといふことと、ほかの場所で児童発達支援相談所を運営しておりますので、そのノウハウがあるということで、病児保育と児童発達支援事業所を一緒に造って、そういったところで運営したいというような申出がございました。

その段階では別棟ということで、令和7年度から着工というふうに伺っておりましたので、令和7年度から令和9年度の実施計画に記載をして、そこで議員の皆様方には説明させていただこうと考えておったんですけども、その後詳細な設計にこれから移るという段階になったときに、株式会社アイグランが保育所の中に造りたいというようなことで、ちょっと計画の変更がございましたので、内容が大きく変わるものではないんですけども、ただ場所が変わって、着工が令和6年度からということになりましたので、急遽のタイミングではございましたので、このような形でちょっとお示しをさせていただいたというようなものになります。

○野下委員　　江南市ではそれだけニーズが多いと思うんですよ、両方の施設というのは。だから、それに反対云々とは思っていないんですけど、こういうふうに進んでいます、急遽こうなりましたというのは、何らかの形でお

知らせをいただきましたかったというのが今ちょっと質問した内容でございますので、その点よろしくお願ひしたいということと、あと今、尾関委員がおっしゃった病児・病後児の施設の関係の補助をするとか、i I こどもクリニックのところはしてはいましたよね。改修をするとか何とかで。

○委員長 質問の途中ですが、よろしいですか。

○野下委員 だと思ふんです。間違えていたらごめんなさい。今、今回のところはそこの業者がやるからということで、ないんでしたっけ、しないんでしたっけ、ここは。その点ちょっと確認を。

○こども未来課長 i I こどもクリニックに関しましては整備費、建物のところにつきまして、i I こどもクリニック、病院側のところと一体化になっております。先生の意向ですぐ着工したいというお話がございましたので、市の補助も含め、もともと国の整備費補助がございますので、それにプラスして市の補助が上乘せしてお支払いするというような形になります。

国の補助を受けるには、前年度から、要は内示を受けた形、所要額調べのときに申請をして、その後内示を受けて着工するというような流れになるんですけれども、早くやりたいというような御意向がございましたので、そこについては先生側とお話をさせていただいて、補助はしていないというところであります。

ただし、備品等購入を当然いたしますので、そこについては国と合わせて補助をさせていただいております。今回の株式会社アイグランの病児保育につきましては別棟になって令和7年度から着工ということで、既に申請の準備をしております、整備費から国と合わせて市も補助していくというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

○野下委員 分かりました。

○委員長 ほかはありませんか。

○長尾委員 貸借の契約書のほうの第2条の2のところに、防災行政無線屋外拡声子局のほうを市のほうで撤去するとあるんですけど、これは純粹に撤去、その敷地内から撤去ということが書かれている話なのか、完全にその周辺地域、要は周辺対策ってどうなるんだろうなというのがちょっと分か

らなくて、それってどういう扱いでしょうか。

○こども未来課長　こちらは現在、旧図書館の敷地内に防災行政無線の拡声の塔というか柱が立っております。こちらがもともとの図書館の解体工事とは別の契約になっておりまして、現在まだ残っている状態になります。なので、これを令和6年11月30日までに撤去いたしまして、敷地の東の端になるんですけれども、そっちに移設するというので、防災安全課のほうで予算立てして今動いておりますので、それを記載したものであります。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員　さっきの話でちょっと疑問になったんですが、病児・病後児保育を保育園と動線を分けるのに、その発達支援と病児・病後児は同じ棟というのがちょっとえーっと思ったんですが、それはどういうことでしょうか。

○こども未来課長　すみません、説明不足で申し訳ございません。

当初、病児保育と児童発達支援事業所を同じ棟で造るという計画だということでお話を差し上げたんですけれども、その後、保育園の中に入れることになりました。要は、もともと病児保育を保育園の中でやる予定でおったんですけれども、その分のスペースが空きましたので、そこにやはり入れ込むということで、出入口は別々になるんですけれども、保育所の建物の中で保育所と児童発達支援事業所、別棟で病児保育のみというような最終的な形になっています。説明不足で申し訳ございません。お願いいたします。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○須賀委員　この貸借仮契約書で、これって保証人を立てていない理由は何ですかね。

○こども未来課長　保証人を立てていない理由ということでございますけれども、もともとはこちらのほう、今回の株式会社アイグランに決定した経緯が公募に応募がございまして、そのプロポーザルの中で財務状況等につきまして、税理士の方お二人に審査いただきまして問題ないということで結論をいただいております。したがって、十分な財政的な体力があるだろうということで、今回保証人は立ててございません。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 57 分 休 憩

午前 9 時 57 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 62 号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 63 号 令和 6 年度江南市一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第 3 条 繰越明許費の補正

第 5 条 地方債の補正のうち

空調設備整備事業（小学校）

空調設備整備事業（中学校）

保育園整備事業

○委員長 続いて、議案第 63 号 令和 6 年度江南市一般会計補正予算（第 3 号）、第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち、ふくし部、健康こども部、教育部の所管に属する歳入歳出、第 3 条 繰越明許費の補正、第 5 条 地方債の

補正のうち、空調設備整備事業（小学校）、空調設備整備事業（中学校）、保育園整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最初に、ふくし部地域ふくし課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

○地域ふくし課長　それでは、議案第63号　令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）について、地域ふくし課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出について御説明を申し上げますので、議案書の52ページ、53ページの下段をお願いいたします。

3款1項1目地域福祉費で、補正予算額は385万8,000円でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようですので、続いて介護保険課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○介護保険課長　それでは、議案第63号　令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）の介護保険課の補正予算につきまして、該当箇所を御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の44ページ、45ページをお願いいたします。

下段の15款4項2目3節社会福祉費交付金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

中段の19款2項1目1節特別会計繰入金は、介護保険特別会計繰入金でございます。

下段の21款5項3目1節過年度収入のうち、介護保険課所管分の令和5年度分低所得者保険料軽減国庫及び県費負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、54ページ、55ページをお願いいたします。

3款1項2目介護保険費で、補正予算額は731万3,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑もないようでありますので、続いてふくし支援課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○ふくし支援課長 それでは、ふくし支援課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

議案書の46ページ、47ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

下段の21款5項3目1節過年度収入、右側説明欄のふくし支援課分は、令和5年度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金ほか1項目、はねていただきまして、48ページ、49ページにかけまして、ほかに5項目ございます。

少し飛んでいただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段、3款1項3目障害者福祉費で、補正予算額は10万5,000円でございます。

再び少し飛んでいただきまして、60ページ、61ページの上段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は1,221万8,000円でございます。

歳入歳出いずれも令和4年度及び令和5年度分の国庫負担金及び補助金、県

費負担金の精算に伴うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 保険年金課の所管につきまして説明をさせていただきます。歳出でございます。

議案書の54ページ、55ページをお願いいたします。

中段の3款1項4目社会保障費の後期高齢者医療支援事業で、令和5年度分の愛知県後期高齢者医療広域連合の療養給付費負担金の精算に伴う負担金で、補正予算額は4,579万8,000円でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて健康こども部こども未来課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長 それでは、議案第63号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、こども未来課所管の該当箇所につきまして御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

議案書の46ページ、47ページの下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、右側説明欄のこども未来課分は、登記費用実費徴収金でございます。

はねていただきまして、48ページ、49ページの上段をお願いいたします。

21款5項3目1節過年度収入、右側説明欄のこども未来課分は、令和5年度分児童手当費国庫負担金精算金をはじめ3項目でございます。

次に、同じく49ページの下段をお願いいたします。

22款1項2目2節児童福祉債、右側説明欄のこども未来課分、保育園整備事業債でございます。

続いて、歳出について御説明させていただきますので、議案書の54ページ、55ページの下段をお願いいたします。

3款2項1目こども保育費、補正予算額は7,595万3,000円でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　54、55ページの布袋北保育園の駐車場の件ですね、送迎用の。

これは無償で借りるという話でしたと思うんですけど、いよいよこれ整備に入ってくるということなんですが、これは何台分の車がこれに使用できるのかということと、それからこれから工事に入るんですけど、実際にここが使用できるのは、1回聞いたかも分かりませんが、この段階だったら正式に出ると思うので、いつからこれが活用できるのかという、この2点についてお願いしたいと思います。

○こども未来課長　使用できる台数でございますけれども、まだレイアウト等園児等の動きもございますので具体的動線を決めたわけではないんですけども、12台程度止められるような形で整備したいというふうに考えております。

あとは運用時期でございますけれども、こちらは場所が新川流域ということで雨水浸透阻害行為に該当しますので、県の検査を受ける必要がございます。必要な工事を行った後、県の検査を受けますので、検査が終わり次第、速やかに運用したいというふうに考えておりますけれども、令和7年度の当初からは使いたいというふうには考えております。

○委員長　よろしいでしょうか。

○野下委員　もう一点だけお願いします。

ここですけど、車が入っていく道というのは結構広くはなくて、多分農道

だと思っんですよね。そこの駐車場にどう入ってくるか分かりませんが、農道のところから入ってくるんじゃないかと思っんですけど、この出入りというのはやっぱり同じところの出入りになりますか。そこまで決まっていますか。

○こども未来課長 当該の土地は、場所ですと保育園の西側の片道1車線の中央線があるような道路の左側、西側になります。南北に細長い土地になりますので、そちらの広い道から入って出ていくというような形で今整備を考えております。

○野下委員 ということは、出入りはそこから入って出ていくという形で考えてみえるということですね。

○こども未来課長 そのとおりでございます。

○野下委員 分かりました。

○委員長 ほかはよろしいですか。

○尾関委員 農地を今回駐車場にして、新川流域ということなんで500平米を超えているよということだと思っんですけど、無償で借りちゃうので、所有権はそのまま相手のままの場合というのは、農地から雑種地に変わった場合の課税の差額というのは何か減免する措置というのがあるんですか。

○こども未来課長 今回の駐車場で無償貸与をいただいた土地に関しましては、お見込みのとおり農地から雑種地に地目変更をいたします。当然評価も上がりますので、固定資産税も上がることになるんですけれども、税務課と協議いたしまして、当該土地に関しては駐車場として借りている期間は減免措置をさせていただくことに考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○須賀委員 無償で借りるということで、その契約内容というのは開示されていないんだけど、例えばその契約期間だとかそういったものが1年とか2年という話だとまた原状復帰して返してくれと言われても困るもので、その辺の契約書はどうなっておるのかちょっと教えてもらいたい。

○こども未来課長 当該の土地の契約につきましては、地主とのお話合いの結果、3年で契約をさせていただきまして、その後更新をさせていただくというような形になっております。

○須賀委員　使用貸借という契約だと思うんだけど、例えば3年を経過した後に自動更新なのか、あるいは別途改めて契約し直すのか、例えばじゃあ返してくれとなったときに、どういった条項が含まれておるのか、それも含めて教えてもらえますか。

○こども未来課長　今回の契約に関しましては、自動更新の条項がございませんので、毎回契約をし直しすることになります。

もし、返してほしいというようなお話があった場合につきましては、原状復帰が条項へ含まれておりますので、地主の意向にもよりますけれども、現状のままお渡しするか、もしくは農地に回復してお渡しをするというような形になります。

○委員長　ほか、よろしいでしょうか。

○三輪委員　57ページの保育園の改修とか、59ページの分筆もこちらの課でよろしいですか。

57ページの空調設備の件ですが、宮田南保育園の空調が調子悪くて、設計なんですけど、今個別の空調にするか、それから全体、これまで多くの保育園が全館空調だったんですけど、今度の設計はどういうふうになるのか教えてください。

○こども未来課長　こちらの宮田南保育園ですけれども、保育所を整備するときに防衛省の補助を受けております。こちらの防衛省補助が、防衛基準、いわゆる防音対策をしっかりとった上で運用していくというような仕様になっていないといけないものですから、こちらが60年経過しないと返還の必要性が出てくるということで、一応防衛省と協議といたしますか、そういったお話し合いがされております。

今回の宮田南保育園は40年経過しておりますので、まだ20年ほど残っておりますので、今回の防衛省の基準を満たすためには、個別空調だとかなり金額が増大になってしまいますので、現状と同じ一括方式といいますかセントラル方式の空調で今回補修、改修をする予定でございます。

○三輪委員　全館だとなかなか本当にどこか具合悪くなったときに難しいというのもあるんですけど、あと20年長期的に考えたら個別のほうがいいのかもわからないので、ちょっとそこのところは設計の方と慎重にやっていただき

たいなというふうに思います。

本当に空調は早いところ何とかしなくちゃなんですが、今設計だとこれはいつ全館につく予定でしょうか。

○こども未来課長　今回の補正予算で設計委託のほうを上げさせていただきました。この時期にちょっと急遽上げさせていただいたというのは、来年の夏までには間に合いたいということで、来年の6月に工事が終了するように現在進めております。

○三輪委員　冬場は大丈夫ということでもいいでしょうかね。そこも心配なんです。

○こども未来課長　冬場につきましては、当然エアコン等は使えませんので、ストーブやファンヒーター等を活用して寒さに耐えていただく。

今回空調の設置の工事費を載せさせていただいていますけれども、こちらは今個別空調がついておりますので、ほかのところはちょっと使えなくなってしまうのですが、個別空調を今回つけたところについてはエアコンが使えるという状況でございます。

○三輪委員　（仮称）宮田東・藤里統合保育園の設計のほうが出ているんですけども、ちょっと保育士に聞いたところ、どんな保育園にしたいかという話を聞いてもらっていないような話だったんですが、せっかく新しく造る直営の保育園なので、ぜひ本当にいい保育園というか、保育士も仕事しやすいし、子供たちも本当に過ごしやすい保育園にしてもらいたいので、ぜひ現場の声をしっかり聞いてやっていただきたいという要望をお願いします。

○委員長　ほかはありませんでしょうか。

○三輪委員　59ページの株式会社アイグランの分筆の登記費用も市が出すって、そこまで……。

〔「書いてある」と呼ぶ者あり〕

○三輪委員　ああ、そうなんだ。ごめんなさい。

○委員長　よろしいですか。

○三輪委員　ちゃんと読んでいませんでした。

○委員長　ほか、ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○こども未来課長　　今、三輪委員からちょっとお話がございました分筆のところでございますけれども、議案質疑で掛布議員から御質問いただきまして、3筆に分割するというふうにお話を差し上げたんですけれども、現在株式会社アイグランが県のほうと協議中といたしますか、分筆の仕方についても協議をしておりますので、場合によっては2筆になる可能性もございます。

今回上げさせていただいたのは一応3筆の予定で上げさせていただいていますがけれども、こちらの金額内で収まるというような形でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　これに関してもよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　それでは、質疑もないようでありますので、続いて子育て支援課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長　　令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、子育て支援課所管の該当箇所につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

議案書の48ページ、49ページの中段をお願いいたします。

21款5項3目過年度収入、1節過年度収入、右側説明欄の子育て支援課分は、令和5年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金をはじめ5項目でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

議案書の58ページ、59ページの下段をお願いいたします。

3款2項2目子育て支援費、補正予算額は28万7,000円でございます。

内容につきましては、59ページの説明欄をお願いいたします。

最上段、ファミリー・サポート・センター事業、次に要保護児童対策事業、次にこども家庭センター（児童福祉）運営事業でございます。

少し飛んでいただきまして、72ページ、73ページの下段をお願いいたします。

10款1項3目放課後児童費、補正予算額は870万5,000円でございます。

内容につきましては、73ページの説明欄、放課後子ども総合プラン事業

(放課後児童健全育成)でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて健康づくり課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和6年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

議案書の44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金でございます。

はねていただきまして、議案書の46、47ページの下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の説明欄、健康づくり課所管の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

議案書の62ページ、63ページをお願いいたします。

こちらが上段、4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は2億3,292万5,000円の増額でございます。

内容につきましては、63ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

予防接種事業は2億3,086万3,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、扶助費の予防接種健康被害者給付費に対しまして、特定財源として国庫負担金が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

また、接種実績に対しまして、特定財源として新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

その下の母子健康管理事業は90万3,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の母子保健事業は2万5,000円の増額をお願いするものでございます。

その下のこども家庭センター（母子保健）運営事業は24万6,000円の増額をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

最上段の養育医療給付事業は88万8,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 新型コロナのワクチン接種の件なんですが、昨年度とちょっと5類になって違うところもあると思うんですが、前だとある程度人数が集まらないとこの接種ができないとか、そういう状況もあったと思うんですが、去年とこの接種する側が違うこととか、気をつけることがあれば教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 今回、新型コロナのワクチンの定期予防接種の対象者になりますけれども、まず65歳以上の方がいます。それから、60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能障害で身の回りの生活が極度に制限される方、それからヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の障害で日常生活がほとんどできない方といった方が接種対象者となっております。

次に、接種体制でございますが、以前は集団接種会場などを設けてやっておりましたが、今回は個別の医療機関のほうで接種をしていただくこととなります。今回、コロナの接種につきましては、市内の28医療機関で接種することができます。また、愛知県の広域予防接種の手続きをしていただければ、市外の医療機関でも接種することが可能となっております。

それから、以前は無料接種というような形になっておりましたが、今回は自己負担金2,000円を御用意していただいて接種していただくというような形になっております。

○三輪委員 確認ですが、例えばインフルエンザのように何か送っていただ

いたものを持っていけばそこでその金額でいいというか、そういうものが対象者のところに送られてくるというか、そういうこともあるんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 現在発送準備をしておりますけれども、インフルエンザとコロナのワクチン接種の予診票を対象者それぞれ個別に発送する予定となっております。発送の時期は9月20日金曜日を予定しております。

○委員長 よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

○委員長 牧野議員から本件に関して委員外議員としての発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○牧野議員 ありがとうございます。

補正予算、議案の45ページの健康づくり課の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金なんですけれども、結構金額が4,400万円でかなり高額、多額な感じがするんですけれども、これはどういったものが対象になるのかということと、想定されている人数、何でこの金額なのかなというのがあればお伝え願います。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちら、歳入に上げさせていただきました給付費負担金の4,441万2,000円につきましては、死亡の一時金が4,420万円、葬祭料が21万2,000円、こちらは令和6年7月12日付で厚生労働大臣から健康被害の認定審査結果で認定された方1名の内容となっております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○牧野議員 追加の質問になります。今年度中に死亡された方に対する死亡一時金として4,400万円ということですね。ということは、今後また死亡される認定、あまりよくない話なんですけれども、1人、2人増えたらその分

この4,400万円が上乘せされていくという認識で大丈夫でしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 先ほどの7月は国からの通知日になります。こちら接種の日には令和4年10月28日の接種となっております。こちらは、疾病名としては右脳の出血といった認定がされております。

○委員長 質問としては、今後もしまた亡くなられる方が出てきたらこの金額が、都度ですよ、その都度という形ですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 現在、申請がこれまでに市のほうに10件申請が出ております。その中で認定が下りたものが2件、否認されたものが4件、残りが4件残っておりますので、その中で死亡の認定がされた場合におきましては、その都度死亡給付金と葬祭料などが今後補正予算で計上して、議会でお認めいただいた後、対象者に給付をするものでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて、教育部教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長 教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の48ページ、49ページをお願いいたします。

中段やや下、22款1項7目1節小学校債と、その下、2節中学校債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

上段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は2,597万1,000円でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

上段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は1,094万5,000円でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 体育館の空調設備の件はすごくありがたいことだと思うんですけど、以前に学校の体育館に空調を入れても効率があまりよくなくて、あまり冷えないから入れないんだみたいなことを聞いて、ああ、そうなのかと思った記憶があるんですけど、実際どういった空調設備が導入されて、費用対効果というか、どんな効率で冷房なり暖房なり効くのか、ちょっと素人なので教えていただけたらうれしいです。

○教育課長 まず空調が効く効かないということでございますが、先進地のほうを視察しておりまして、その中で担当者の方からしっかり効くというようなお話を伺っております。

また、空調の性能とか、室外機の何基入れるとかについて、そのことについて、今回設計のほうで一番ベストな方法を導き出すというようなところになりますので、お願いたします。

○土井委員 この設計というのがどこまで含むか分からないんですけど、例えば体育館の屋根とか壁とかの断熱性能とか、そういうものを何かいじる必要とかというのはない。空調設備、新しい機械を入れるという話だけで進めていけるということになりますか。

○教育課長 現時点ではございますが、基本的には断熱工事は行わず、空調機の設置のみというところで考えております。

○土井委員 ありがとうございます。

これを入れると大分電気代とかもかかってくると思うんですけど、学校の体育館を開放されたりしている、そういうときでも使うことができるような運用になっていくのでしょうか。

○教育課長 一つ、先ほどの質問の中でちょっと補足のほうをさせていただきたいんですが、断熱工事につきましては、文科省の試算によりますと、空調設備以上の工事費がかかってくるということで、非常にコストがかかるということで、光熱水費の削減効果を見ても、金額だけでいえば断熱工事を行わないほうが有利であるというような試算結果を持っております。

また、遊び場開放等については、また今後、使用料も含めて検討のほうはしていきたいというふうに考えております。

○委員長　ほか、よろしいでしょうか。

○三輪委員　関連してですが、今ので断熱しないほうがということなんですが、年間光熱費というのがどのぐらいとかそういうのは分かりますか。

○教育課長　設計段階なので何とも言えないんですが、概算で申し上げますと、15校で大体年間2,000万円ぐらいを見込んでいるというところでございます。

○委員長　ほかはいいですか。

○尾関委員　今、先ほど先進地視察という話になったんですけど、避難所として体育館を使ったときの空調の役割みたいな視察もされているということでしょうか。

○教育課長　近隣市町に行ったんですが、当然体育館は避難所となっておりますので、避難所としての設備も確認はしております。

○須賀委員　今回は設計委託ということなんだけれども、例えば他市も視察した中で最終的にどのぐらいの設置の事業費を見込んでおるのか、ちょっと教えていただきたい。

○教育課長　これも設計前ということで、設計前での現時点の見込みということでございますが、1校当たり大体7,000万円程度見込んでおります。

○委員長　ほか、よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　では、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時38分　休　憩

午前10時38分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時49分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第64号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第64号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第64号につきまして御説明をいたします。

議案書の79ページをお願いいたします。

令和6年議案第64号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

80ページから83ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

84ページ、85ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

7款1項1目その他繰越金で、補正予算額は9,925万4,000円でございます。

次に、歳出について御説明をいたしますので中段をお願いいたします。

5款1項1目基金積立金で、補正予算額は9,925万4,000円でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結

いただきます。

暫時休憩します。

午前10時50分 休 憩

午前10時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を行います。

議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号 令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第65号 令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長 それでは、議案第65号につきまして御説明申し上げますので、議案書87ページをお願いいたします。

令和6年度議案第65号 令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

88ページ、89ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、90ページ、91ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、92ページ、93ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

上段の2款2項2目地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業費交付金は25万5,000円でございます。

その下、3款1項1目介護給付費交付金は459万9,000円で、2目地域支援事業支援交付金は35万1,000円でございます。

その下、4款3項1目地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業費交付金は15万9,000円でございます。

その下、7款1項1目繰越金は3億4,928万8,000円でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目基金積立金の補正予算額は2億2,765万7,000円でございます。

次に、下段の6款1項1目償還金及び還付加算金は1億2,671万4,000円でございます。

96ページ、97ページをお願いいたします。

6款2項1目一般会計繰出金は28万1,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時53分 休 憩

午前10時53分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号 令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち
ふくし部

健康こども部
教育部
の所管に属する歳入歳出

○委員長 続きます。議案第66号 令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、ふくし部、健康こども部、教育部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、ふくし部地域ふくし課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地域ふくし課長 それでは、議案第66号 令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、地域ふくし課所管につきまして、組織再編前の課名により該当箇所の説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の54ページ、55ページの最上段をお願いいたします。

13款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金で、高齢者生きがい課所管の老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、同じページの中段やや下をお願いいたします。

14款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料のうち、高齢者生きがい課所管の老人福祉センター目的外使用料（電柱）ほか5件でございます。

次に、少し進んでいただきまして、62ページ、63ページの中段をお願いいたします。

15款1項1目民生費国庫負担金、3節生活保護費負担金のうち、福祉課所管の生活困窮者住居確保給付費負担金、生活困窮者自立相談支援事業費負担金の2件でございます。

次に、同じページの下段をお願いいたします。

2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金で、福祉課所管の地域生活支援事業費補助金でございます。

次に、64ページ、65ページの上段をお願いいたします。

3節生活保護費補助金のうち、福祉課所管の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金でございます。

次に、68ページ、69ページの下段をお願いいたします。

16款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の民生委員活動費等負担金でございます。

次に、70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、高齢者生きがい課所管の老人クラブ助成費補助金、福祉課所管の地域生活支援事業費補助金、以下3件でございます。

次に、少し進んでいただきまして、82ページ、83ページの下段をお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入のうち、高齢者生きがい課所管の寝具洗濯実費徴収金、ほか1件です。

次に、88ページ、89ページの中段をお願いいたします。

22款1項1目民生債、2節社会福祉債で、高齢者生きがい課所管の（仮称）多世代交流プラザ整備事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

158ページ、159ページをお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費で、はねていただきまして、161ページ、最上段の備考欄、日常生活支援事業から、165ページ上段の（仮称）多世代交流プラザ整備等事業まででございます。

続きまして、同じページの164ページ、165ページの上段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、備考欄、地域福祉活動推進事業から基幹相談事業までと、167ページ中段の権利擁護事業から社会福祉法人等支援事業まで、少し進んでいただきまして、173ページ最上段の障害者等生活支援事業のうち、タクシー基本料金助成事業と原爆被爆者検診費助成事業でございます。

続きまして、180ページ、181ページをお願いいたします。

下段の3款1項4目福祉活動費で、備考欄、社会福祉関係団体育成事業から、183ページ上段の民生委員推薦会事業まででございます。

続きまして、208ページ、209ページをお願いいたします。

下段の3款3項1目生活保護費で、211ページ最下段の備考欄、生活困窮者住居確保給付金給付事業、213ページ上段の生活困窮者自立相談支援事業でございます。

次に、214ページ、215ページ下段をお願いいたします。

4項1目被災者支援費で、備考欄、災害援護事業でございます。

歳出は以上でございます。

なお、令和5年度決算に係る主要施策の成果報告書の178ページから183ページ、188ページから189ページ、192ページから195ページに地域ふくし課所管の施策評価の結果を、221ページと224ページから228ページに事業を掲載しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員　決算書の163ページの一番上に老人クラブ補助金と老人クラブ連合会補助金があると思うんですけども、ここで老人クラブ補助金として出されている老人クラブというのは、老人クラブ連合会に入っている老人クラブに個別に出している補助金で、連合会補助金は連合会全体として出す、中身は一緒という、個別に出しているのと、全体に出しているのですけれど、同じ要は中身は老人クラブという理解でよろしいでしょうか。

○地域ふくし課長　補助金としては、老人クラブ、連合会に対して補助を出しています。連合会に対する補助金と地区で活動してみえる老人クラブにそれぞれ出しています。単位老人クラブ、地区の老人クラブに対しては合計で211万9,800円を支出しておりまして、連合会に対する補助といたしましては105万6,784円というところで、老人クラブ補助金は地区への補助金、連合会補助金はそのまま団体への補助金という形になります。

○土井委員　この老人クラブの地区ごとの単位での補助金を受け取れる老人

クラブも連合会に入っている老人クラブということですね。

○地域ふくし課長 お見込みのとおりでございます。

○土井委員 主要施策の成果報告書のほうの180ページが関連するのかなと思うんですけど、老人クラブの会員数が減少傾向にあるものの、地域の集まりの場は少しずつ増えてきているというふうに評価してくださっていると思うんですけど、この地域の集まりの場が増えてきているなあ、これでいいなあと市が認識しているのは、例えばどういう場のことなのかというのをちょっと教えていただけますか。

○地域ふくし課長 地域で増えているというところでいいますと、地域のサロン活動の場が増えてきています。これは社会福祉協議会のほうに生活支援体制整備事業という事業を委託しておりまして、この事業というのは地域の困り事とか、そういうサロンの活動の場とか、そういった創出のお手伝いをするというところで、その各南部、中部、北部と圏域ごとにアドバイザーを置いた形で聞き取りしながらというところで進めている事業になるんですけど、この事業が少し機能しているというところで、サロンが今全体で32ありまして、新規に令和5年度に2サロン増えているというところで、少しずつそこで高齢者の社会参加の場という割合というのが増えているのかなというふうに認識はしております。

○委員長 ほか、よろしいでしょうか。

○須賀委員 政策評価の178ページで、高齢者の在宅生活のため福祉サービスが充実していると感じる市民の割合というのが実績値15%ということで、かなり昔より下がっているということで、これはそもそも何が原因でこういう数字になったかという分析はされてみえますでしょうか。

○地域ふくし課長 この15%に低下している要因というところなんですけれども、一概に確実な、推測も入るんですが、まずこの市民満足度調査において、高齢者の生活支援に対する調査結果というのが、一定の満足がある割合が15%、この指標に示された結果になります。どちらとも言えないというのが64.2%、少なからず不満足であるという割合が17.4%というところで、半数以上がどちらとも言えないという回答になっています。

この低下の要因としましては、まず健常な高齢者というのが増えていると

いう状況があると思います。この在宅生活のための福祉サービスというところを指すのが緊急通報装置とか救急医療情報キット、独居老人とか、そういった方々に対する支援サービスというところがそれに当たるんですけど、そういったものを必要としない健常の高齢者が増えている。増えることによってどちらとも言えないという回答が増えますので、必然的に満足度がそこで若干下がっているというふうに推察はしています。

でも、実際この数字というのを上げていくという目標を立てておりますので、それに当たっては、今後また今年の10月からなんですけど、補聴器の購入費助成とかを進めてまいりますので、そういったサービスというのを増やしていきながら数字の向上というところは努めていきたいと考えております。

○委員長　　よろしいでしょうか、ほかは。

○須賀委員　　そもそも高齢化で要支援高齢者というのがかなり増加しておるのかどうか、その辺はどうなんですかね。元気な高齢者も増加しておると思うんですけども、そもそも要支援高齢者というのは。

○地域ふくし課長　　要支援者の数でございますが、要支援者の数も若干上昇傾向にありまして、令和3年、令和4年、令和5年の3か年でお答えさせていただきますと、要支援者1の方が令和3年が594人、令和4年が627人、令和5年が652人と徐々に上がっている。要支援者2の方に関しては、令和3年が689人、令和4年が691人、令和5年が720人というところで、要支援者の数も少しずつ増えているという現状はあります。

○須賀委員　　今お答えいただいたのは介護保険における要支援者数ということですかね。要支援1と2の合計ということですかね。

要支援といっても例えば経済的な支援が必要だとか、そういったものの把握はしてみえないということですかね、そういった意味の要支援という。

○地域ふくし課長　　すみません、遅くなって申し訳ありません。

高齢者の生活困窮を先ほど少しお話いただきましたので、その相談件数でいきますと少しばらつきはあるんですけど、令和5年度が相談件数84件に対して15件が高齢者世帯、前年度が106件に対して9件ということで、相談に当たったの件数というのもばらつきはあるんですけども、増えているというのはございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員　　165ページの基幹相談事業のことでちょっとお尋ねしたいんですが、臨床心理士の方の謝礼が100万6,500円、あと会計年度任用職員が472万8,780円というふうになっていますけど、この相談事業は専門職が必要というようなことが成果報告書にも書かれているんですが、どういう体制で行っているのかというのをお尋ねいたします。

○地域ふくし課長　　基幹相談事業については社会福祉協議会に委託しておりまして、社会福祉協議会の正職員を4名配置しています。いずれも有資格者です。

その資格の内訳につきましては、社会福祉士と相談支援専門員を兼ねる職員が2人、介護福祉士と相談支援専門員の資格を有する者が1人、介護福祉士の資格を有する者が1人という形の4人になっております。

○委員長　　よろしいですか。

○三輪委員　　さっきの臨床心理士の予算もあるんですけど、臨床心理士は時々いらっしゃるとか、週1回とか、何か決まったあれでいらっしゃっているのでしょうか。

○地域ふくし課長　　発達相談と巡回相談という形になりまして、発達相談が月2回、巡回相談というのが、月によってばらつきがありますが、年間31回、相談員、臨床心理士にお越しいただいてという形で実施したものでございます。

○委員長　　ほか、よろしいですか。

○三輪委員　　173ページの障害者タクシーのところもいいんですか。何かどこが通るかがよく分からない。

タクシー基本料金助成事業のところ、高齢者でいうとあんまり使われていないという状況もあったんですが、障害者の場合でいうと、申請されて使われているのがどのぐらいというのが分かれば教えてください。

○地域ふくし課長　　まず前年度、障害者は福祉課、高齢者は高齢者生きがい課という形で、それぞれ予算を持って事業を執行したものですから、それぞれの形でお答えをさせていただきますと、令和5年度にまず利用された方は、

先に障害のほう申し上げますと695人で、利用率、その方々が使用した率というのが26.3%、前年度が22%でしたので少し上がったような状況になっております。

続きまして、高齢者のほうになります。高齢者の方が利用された人数は1,699人で使用率は23.4%、こちらは令和4年度が25.3%でしたので、若干減という形になっています。

○三輪委員 やっぱり20%台という低い割合というのは、初乗り料金だけということで、やはりちょっと使い勝手が悪いということなのか、何かその理由とか、改善策とか何かあるのでしょうか。

○地域ふくし課長 現状、少し利用率が高齢者に当たっては低くなっている、障害者の方に関しては若干上がってはいるんですけど、利用枚数としては少し下がっているという現状があります。その要因としては、初乗り料金、令和5年の3月からタクシー料金の運賃の値上げがありましたので、そこが少しあるのかなというのは認識しております。

今後、その改善に当たってという話なんですけど、現状具体的などどうしていくというところは、はっきり申し上げることはなかなか難しい現状でして、今年度から迎車回送料金の負担というところもやらせていただいておりますので、今後はまた都市計画課ですかね、公共交通の部局と相談しながらというふうになると思っております。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて介護保険課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長 それでは、議案第66号 令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定の介護保険課の所管について御説明申し上げますので、事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

最上段の14款2項2目1節社会福祉手数料で、備考欄の高齢者生きがい課

所管分、事業者指定手数料はじめ2件でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金で、高齢者生きがい課所管分の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段の15款4項1目2節社会福祉費交付金で、高齢者生きがい課所管分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金で、高齢者生きがい課所管分の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段の16款2項2目1節社会福祉費補助金で、高齢者生きがい課所管分の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金と、1つ飛んで、介護施設等整備事業費補助金でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

最下段の21款5項3目1節過年度収入で、高齢者生きがい課所管分の令和4年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金及び県費負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、158ページ、159ページをお願いいたします。

最上段、3款1項1目高齢者福祉費、備考欄、人件費等から最下段の介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業まででございます。

次に、162ページ、163ページをお願いいたします。

163ページの備考欄の上段、高齢者生きがい促進事業、高齢者教室事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑もないようでありますので、続いてふくし支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○ふくし支援課長 それでは、ふくし支援課所管につきまして、組織再編前の課名により該当箇所の御説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の54ページ、55ページ、下段をお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉使用料、右側の備考欄、ふくし支援課所管は、心身障害者小規模授産施設目的外使用料（電柱）ほか1件でございます。

次に、少し飛びまして、62ページ、63ページの上段をお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄、ふくし支援課所管は、特別障害者手当等給付費負担金ほか3件。

次に、3節生活保護費負担金、備考欄、ふくし支援課所管は、生活保護医療扶助費負担金ほか7件。

下段の2項2目1節社会福祉費補助金、備考欄、地域生活支援事業費補助金。

次に、64ページ、65ページ上段、3節生活保護費補助金、備考欄、ふくし支援課所管は、生活保護費補助金ほか2件。

次に、66ページ、67ページの上段をお願いいたします。

15款3項2目1節社会福祉費委託金、備考欄、ふくし支援課所管は、特別児童扶養手当支給事務費委託金。

その下、2節生活保護費委託金、備考欄、支援相談員配置経費委託金。

次に、中段の4項1目2節社会福祉費交付金、右側備考欄、ふくし支援課所管は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。

その下、3節生活保護費交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ほか1件。

次に、68ページ、69ページをお願いします。

下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄、ふくし支援課所管は、障害者自立支援給付費負担金ほか2件。

続いて70ページ、71ページをお願いします。

上段の3節生活保護費負担金、備考欄、生活保護費負担金。

次に、中段の2項2目1節社会福祉費補助金、備考欄、ふくし支援課所管は、特別障害者手当等支給費補助金ほか4件。

次に、74ページ、75ページの中段をお願いします。

3項2目2節生活保護費委託金、備考欄、ホームレス実態調査交付金。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、備考欄、ふくし支援課所管は、中国残留邦人等支援給付費返還金ほか10件。

次に86ページ、87ページの最下段をお願いいたします。

3目1節過年度収入、備考欄、ふくし支援課所管は、令和4年度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金ほか4件でございます。

続いて、歳出でございます。

164ページ、165ページをお願いいたします。

上段の3款1項2目障害者福祉費でございます。

167ページの上段をお願いいたします。

右側備考欄、障害者支援区分認定審査事業。

次に、同じページ下段の障害者手当等支給事業から、少しページが飛びますが、171ページ最下段の在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」維持運営事業まで。

次に、173ページ最上段の障害者等生活支援事業のうち、2つ目、給食サービス事業と、その下、コミュニケーション支援事業、次に1つ飛んで、障害福祉計画等策定事業でございます。

再び少し飛びますが、208ページ、209ページをお願いします。

下段、3款3項1目生活保護費で、右側備考欄、生活保護事業から、211ページ下段の中国残留邦人等生活支援事業まで、次に213ページ上段の被保護者就労支援事業、次に、同じページ中段の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業から、215ページ中段の物価高騰対応重点支援給付金支給事業（拡大分）まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長　　これより審査を行います。
　　質疑はありませんか。
- 須賀委員　　成果報告書の229ページで、これは標準化に関する施策であれば、今年度実施すれば国庫の対象になったんじゃないかなと思うんだけど、その辺、何で令和5年度で実施したのかという。
- ふくし支援課長　　こちらの今回のこの事業につきましては、令和5度まで使っていた障害者福祉システムが標準化に対応しないとメーカーのほうで言われていまして、その関係から新しい標準化対応するシステムを入れ替える必要があったというのが根本にありまして、その入替えについては国庫補助の対象にならないということになっておりましたので、これについては国庫補助の対象から外れていると、国庫補助がもらえない事業ということでございます。
- 委員長　　よろしいですか。
- 須賀委員　　はい。
- 委員長　　ほか、ありませんでしょうか。
- 尾関委員　　成果報告書の190ページのことと教えてほしいんですけど、実績値ゼロというのは該当者ゼロなのか、その進学率がゼロ%なのか、どちらですか。
- ふくし支援課長　　この実績値ゼロというのは、中学3年生だった子が実際にはお二人いらっしゃいました。お二人いらっしゃいましたが、どちらも進学を希望しない子供でした。お一人は、デリケートなお話になってしまいますけれど、不登校であったというお子さんと、もう一人は障害福祉サービスのB型就労を希望していたと、実際に今B型就労で働いているという子供であったため、2名の対象に対して実績がゼロという意味のゼロでございます。
- 委員長　　よろしいでしょうか。
- 尾関委員　　その辺の、もちろんお声がけとか対策とかは練られているんだと思います。結果がこれだったとは思いますが、4番の成果と課題の分析には全くその辺りが触れられていなくて、個人の話だから言いづらいのか分からないですけど、ここに列記していただいた文章があんまり成果と課題

の分析になっていないなと思ったので、ちょっとその辺りは今後検討くださいというところです。

○委員長　　よろしいですか、お答えを。

○ふくし支援課長　　今回、個々に関しては高校進学率は100%というようなときもございましたので、そういった対応をしておったということですが、今回、たまたま対象であったお子さんがそういった事情であったということで、ケースワーカーの守備を超えた範囲であったのかなというふうに思っておりますが、今後につきましては、当然ケースワーカーも将来へ向けての進路の相談には引き続き乗ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　ほかはありませんでしょうか。

○土井委員　　ちょっと関連して、今の同じ190ページのところで、令和5年度だけでなく、令和3年度、令和4年度の決算額も全部ゼロになっているんですけど、これは進学した方がいらっしゃらないとゼロになるのか、そもそもこの支援事業に何もお金がかからないということなのか、お願いします。

○ふくし支援課長　　後者のほうでございまして、進学の事業については特段予算がないということでございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員　　成果報告書の184ページのところで、やはり今、親亡き後ということで、グループホームなんかが必要ということが言われていて、就労継続支援のサービスの利用人数とかはかなり増えていて、グループホームの利用人数も増えているんですけど、結局利用したい方が多いけれど、実際にまだまだこれでは足りないという状況なのか、実際のところはどうなんでしょうか。

○ふくし支援課長　　グループホームについても、就労継続支援についても、現状のニーズとしてはまだまだあるというふうに認識しております。

○三輪委員　　やっぱりそういう施設が何か建物を建てようとか、グループホームを造ろうというときはかなりのお金がかかって、いろんなところからの支援はあると思うんですけども、そういうのに対する支援というのはどんなものがあるのか教えてください。

○ふくし支援課長　　まず、国・県のほうから施設整備、建設費用ですとか改修費用といった補助金がございます。

市のほうでも条例がございます、条例の名前をちょっと忘れてしまいましたけど、社会福祉施設の整備に当たっての補助がございます。補助要件としては、国が2分の1、県が4分の1、県のさらに2分の1が市の補助率ということでございます。そういったことがございます。

○三輪委員　　例えば、この年に何か申請して、そういうのが許可されたとかされなかったとか、そういうようなことは近々あったんでしょうか。

○ふくし支援課長　　1件、今は申請が出ておりました、令和7年度予算で共同生活援助（グループホーム）の申請が出ておりますので、それに関しては令和7年度に市のほうでも予算をお願いしてまいります予定でございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようですので、続いて保険年金課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　　保険年金課所管の決算について御説明いたします。

決算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段にございます15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ2項目でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

最上段にございます15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課所管の国民年金等事務費委託金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いします。

下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ4項目でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の後期

高齢者福祉医療費補助金ははじめ6項目と、その下にございます2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補助金ははじめ4項目でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段やや上にごございます21款5項2目4節医療費付加給付徴収金の障害者医療高額療養費徴収金ははじめ10項目でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段やや上にごございます保険年金課所管の後期高齢者健康診査委託費はじめ2項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

174ページ、175ページをお願いいたします。

中段、3款1項3目社会保障費、備考欄、人件費等から、180ページ、181ページ中段、国民年金事業までの14事業でございます。

大きくはねていただきまして、206ページ、207ページをお願いいたします。

中段やや下にごございます3款2項3目医療助成費の福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業の2事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員　成果報告書の252ページで、子ども医療費助成事業について、令和5年度は過去最大の予算額としていたが、見込みを上回る状況となったという、この令和5年度で結構伸びているのはどういう原因があると分析されていますか。

○保険年金課長　令和4年の10月診療分から子ども医療の年齢が拡大したことがありまして、令和4年度は10月からだったんですけれど、令和5年度は1年間通年で高校生が子ども医療の対象になったことが一番大きな原因だと思います。

あと、コロナが明けまして、コロナウイルス感染症が5類になったということもありまして、その関係で、子ども医療費に限りませんが、全体的

に医療費が伸びているので、その影響もあったかと考えております。

○土井委員 ありがとうございます。

多分、この適正な受診を促す必要があるというのは今後のことだと思うんですけど、国民健康保険だと医療費の明細みたいなのが後から郵送で送られてきたりすると思うんですけど、この子ども医療費ってどれだけ使っているかって結構実感できない、いつもゼロ円というふうに書かれていて。未就学児の1人当たりの受給件数23件というのは、多分あんまりそこまで受給していない方もいらっしゃることを考えるとかなり行かれています方もいらっしゃると思うんですけど、そういった適正な受診を促せるような取組って今はされていたり考えられていたりしますか。

○保険年金課長 委員おっしゃるとおり、子ども医療費は医療費が無料ということで気軽に受診するという現状はございますが、重症化する前に行っていただきたいので無理に我慢して行かないということは避けていただきたいんですけど、適正な受診ということで、ホームページのほうには適正な受診をお願いしますと、この医療費は税金で負担していますのでというような内容のものを掲載しております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員 177ページの特定健康診査・特定保健指導事業のところ、成果報告書でいうと249ページなんですけど、議案質疑の中でも、がん検診とかが少ないという話もあったんですけど、特定健診そのものも受診率が42.19%という半分もいっていないという状況で、いろいろその対策はされていると思うんですけども、これではやはり早めに受診しないと医療費がかさむというのがあるのもうちちょっと受けてもらいたいと思うんですけど、何か方法とか考えていらっしゃるでしょうか。

○保険年金課長 受診率が目標よりは少ないということは認識しております。

県内の中では、江南市は受診率は高いほうだということですが、まだまだ目標のほうには達しておりませんので、これからも受診率向上に努めていきたいとは考えておりますけれど、受診をされていない方に関しましてお手紙

を送っているんですけど、そのお手紙のほうも一律で受けてくださいということを送るのではなく、その方の過去の医療機関に受診した内容によりますとか、その方に合った内容の受診勧奨のほうをすることによって、今後は上昇に努めていきたいと考えております。

○三輪委員　特に国保の場合は、やっぱり本当に国保の料金が高くなるのはとにかく病院にかかる方が多いというか、重症になってからかかる方が多いということですので、そういうことも含めて、もうちょっとその特定健診等で早めに受診して、医療費を減らして国保を下げましょうみたいな、そういうキャンペーンができるといいんじゃないかなというふうに思うんですけども、もうちょっとその辺を積極的にキャンペーンをしていただきますようよろしくお願いします。要望です。

○委員長　要望ですね。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○須賀委員　成果報告書の249ページの特定保健指導の実施状況というので、これを見てちょっと私は驚いたんですけども、1割ぐらいの人しか保健指導を受けていないということなんだと思うんですけど、これというのは、どうしてそういうことになっているかちょっとよく分からないんですけど。

病院からちゃんと受けてくださいという指導があってやるものだと思うので、私も受け取るんですけど、毎回。だから、そういうどうして1割しか受けていないのか。罰則も何もないから、お金もかからないのに、何でそういうことになっているのかちょっとよく分からないもんで状況を説明してもらえますか。

○保険年金課長　特定健診を受けられた結果、特定保健指導に該当する方には該当していますということは、江南市のほうから通知はしておるところであります。実際に10%強ということで低いという数値であることも認識をしておりますが、勧奨はしているんですけど、どうしてその後特定保健指導を受診しようという行動につながっていないかというところの分析はなかなかし切れていないところがございます。

○須賀委員　これってそもそも医療費削減のために、要は病気になる予備群ということでやっておると思うんですけど、もう少しそこへ力を入れないと医

療費の削減につながらないということで、新たに何か対策か何か考えるというのも、これって費用って病院に払っておるんですかね、特定健診を受診される方の費用というのは。

○保険年金課長 特定健診の費用のほうは国の補助がついておりますので、あと市の負担もございますが、今、江南市におきましては、本人負担が1,000円ということですので、それ以外の部分は国と市のほうで負担をしていることになります。

○須賀委員 1,000円、本人負担がですか。

○委員長 本人負担が1,000円か。

○保険年金課長 本人負担が1,000円です。

○須賀委員 1,000円を本人が払って受けておるといことですか。特定保健指導料を私は払った覚えはないんですけども。

○保険年金課長 特定健康診査のほうは1,000円で、特定保健指導のほうはゼロ円です。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

○委員長 牧野議員から、本件に関して委員外議員としての発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようですので、委員外議員としての発言を許します。

○牧野議員 ありがとうございます。

成果報告書の252ページなんですけれども、この「めざす成果」は健康に暮らすことができるということで、そうすると活動指標が処理ミス件数というのがあんまりマッチしていない。

目標に対して指標の対象が、何でもとも処理ミス件数をとり上げたのかということをお尋ねいたします。

○保険年金課長 活動指標として処理ミス件数が適しているかどうかというお尋ねですが、この事業自体は何か目標にするというところを考えるに当たりまして、たくさん受診してもらえばいいというわけでもなく、受診してもらわなければいいというわけでもないことから、この目標が一番適しているかということで考えております。

○委員長 牧野議員、よろしいですか。

○牧野議員 例えばアイデアといえはアイデアなんですけれども、まず受診者数と重症者数、この対象の18歳以下の方の重病者数とかというのに人口割にするとかいうことで、さっき言った重症化する前に早く受けてもらうというのを例えばはかれると思うんですけど、それについてはどう思われますか。

○保険年金課長 御提案ありがとうございます。

子ども医療に限らずほかの医療もそうなんですけれど、受診の細かい内容が載っているレセプトと言われているものが、こちらは江南市のほうにないことから、全ての方、国民健康保険に関しては国民健康保険ということで市が運営しておりますのでありますが、そのほかの一般的な会社の保険とか、公務員の保険とかに入っている方に関しては細かいレセプトの情報がないものですからそういった分析はなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようです。

では議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時52分 休 憩

午後 1 時09分 開 議

○委員長 では、少し時間より前になりますけれども、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

当局から、先ほどの三輪委員の質疑に対する答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、この訂正の申出を許可します。

○ふくし支援課長　　初めに、貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ありません。

三輪委員からの御質問に対して訂正がありましたので、答弁訂正をさせていただきます。

まず、市の補助金の根拠となる例規でございますが、江南市社会福祉法人の助成に関する条例及び江南市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則というものがございました。先ほどは例規の名前が申し上げられませんでした。

また、先ほど補助に対しまして令和7年度当初予算でというお話をさせていただきますましたが、正しくは令和6年度の当初予算に障害福祉サービス等施設整備費補助事業といたしまして、社会福祉法人きそがわ福祉会へ助成するものとして予算を既にお認めいただいております。

そして、補助率につきましてですが、先ほど国が2分の1、県4分の1と申しましたが、正しくは国が3分の2、県が3分の1でございます。市の助成につきましては、先ほど回答をさせていただきましたとおり、県の補助額の2分の1で全体の6分の1相当の金額を国が定める基準額に上乗せして支払われるものでございます。

国と県で100%の補助となりますが、基準額を超えて市が上乗せする理由としましては、実際の施工費が国の定める基準額より低い額に定められていること、また国と県による補助対象経費は外溝の経費ですとか備品に関する費用などが除外されておりますことから、施設整備に当たって江南市としてその一部を補助していくというものでございます。

また、補足しての説明でございますけれど、この施設については共同生活援助、いわゆるグループホームでございますけれど、そのグループホームに加えまして、短期入所、相談事業所などの多機能型の施設として整備される予定でございますので、付け加えさせていただきます。

説明は以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長　　この答弁に対して何か質問、よろしかったでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　　では、これで終了します。

では続いて、健康こども部こども未来課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長　それでは、令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定のうち、こども未来課所管の該当箇所について御説明をいたします。

なお、令和5年度に福祉課、こども政策課、保育課の所管であったものが、今年度機構改革により、こども未来課の所管に再編されております。

初めに、歳入でございます。

決算書の54ページ、55ページの下段をお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉使用料、備考欄、福祉課のうち、わかくさ園目的外使用料（駐車場）でございます。

次に、56ページ、57ページの最上段をお願いいたします。

14款1項2目2節児童福祉使用料、備考欄、保育課、保育所保育料はじめ5項目でございます。

次に、60ページ、61ページの上段をお願いいたします。

14款2項2目2節児童福祉手数料、備考欄、こども政策課、病児・病後児保育利用手数料でございます。

次に、62ページ、63ページの上段をお願いいたします。

15款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、こども政策課のうち、児童扶養手当支給費負担金及び児童手当費負担金でございます。

同じく62ページ、63ページの最下段をお願いいたします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金、備考欄、こども政策課のうち、母子・父子家庭自立支援給付金事業費補助金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、同じく低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金、その下、保育課、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金はじめ、65ページまでの4項目でございます。

次に、66ページ、67ページの中段をお願いいたします。

15款4項1目1節児童福祉費交付金、備考欄、こども政策課のうち、子ども・子育て支援交付金、就学前教育・保育施設整備交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金、

その下、保育課、子ども・子育て支援交付金はじめ4項目でございます。

次に、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

15款4項4目1節教育総務費交付金、子ども・子育て支援交付金でございます。

同じく68ページ、69ページの最下段をお願いいたします。

16款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、こども政策課のうち、児童手当費負担金、はねていただきまして71ページ、保育課、子どものための教育・保育給付費負担金はじめ2項目でございます。

同じく70ページ、71ページの下段をお願いいたします。

16款2項2目2節児童福祉費補助金、備考欄、こども政策課のうち、地域子ども・子育て支援事業費補助金、その下、保育課、施設型給付費等補助金はじめ8項目でございます。

次に、72ページ、73ページの下段をお願いいたします。

16款2項8目1節教育総務費補助金、備考欄、こども政策課のうち、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

次に、74ページ、75ページの上段をお願いいたします。

16款3項2目1節児童福祉費委託金、備考欄、こども政策課、母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

次に、76ページ、77ページの上段をお願いいたします。

16款4項5目2節児童福祉費交付金、備考欄、保育課、地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

次に、78ページ、79ページの下段をお願いいたします。

18款1項4目1節児童福祉費寄附金、備考欄、保育課、寄附金でございます。

次に、80ページ、81ページの最上段をお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金、備考欄、保育課、江南市森林環境譲与税基金繰入金でございます。

次に、82ページ、83ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目5節保育園給食費徴収金、備考欄、保育課、3歳以上児徴収金はじめ2項目でございます。

同じく82ページ、83ページの最下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、備考欄、福祉課のうち、障害児通所給付事業利用料、はねていただきまして84ページ、85ページ上段、障害児通所給付費、はねていただきまして86ページ、87ページの下段、こども政策課のうち、愛知県子育て世帯臨時特別給付金返納金、低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金返納金、児童手当返納金、児童扶養手当返納金、江南市児童扶養手当返納金、その下、保育課、児童福祉等実習指導委託費はじめ3項目でございます。

次に、88ページ、89ページの上段をお願いいたします。

21款5項3目1節過年度収入、備考欄、こども政策課のうち、令和4年度分児童手当費国庫負担金精算金、その下、保育課、令和4年度分子どものための教育・保育給付費国庫交付金精算金はじめ5項目でございます。

同じく88ページ、89ページの中段をお願いいたします。

22款1項1目3節児童福祉債、備考欄、こども政策課、（仮称）多世代交流プラザ整備事業債でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、164ページ、165ページ中段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費でございます。こども未来課の所管となりますのが、はねていただきまして173ページの中段でございます備考欄、わかき園維持運営事業でございます。

少しはねていただきまして、184ページ、185ページの中段をお願いいたします。

3款2項1目こども政策費でございます。こども未来課の所管を備考欄に括弧書きで記載のございます中事業名で申し上げます。

185ページ中段の子ども・子育て支援推進等事業、その下、病児・病後児保育事業、はねていただきまして187ページ上段、認可保育所等整備促進事業、その下、子育て支援センター維持運営事業のうち、小事業名、第3子育て支援センター整備費補助事業、少しはねていただきまして193ページ上段、

児童・遺児手当等事業、またはねていただきまして195ページ上段、母子・父子家庭自立支援給付事業、その下、母子等福祉推進事業、その下、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、はねていただきまして197ページ最上段、子育て世帯等臨時特別支援事業、その下、子育て世帯臨時特別給付金支給事業、その下、児童館等維持運営事業のうち、小事業名、児童館等維持事業の一部でございます。はねていただきまして、199ページ最上段、児童館等整備等事業でございます。

同じく198ページ、199ページの下段をお願いいたします。

3款2項2目保育費、備考欄、人件費等から、206ページ、207ページの中段、幼稚園補助事業まででございます。

また、大きくはねていただきまして、318ページ、319ページの最下段をお願いいたします。

10款1項3目放課後児童費でございます。放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）のうち、施設維持に関する部分でございます。

こども未来課の所管は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　199ページの保育園関係で時間外勤務手当とありますよね。この保育園の場合は時間外勤務手当というのはどのように決められるのか、それをちょっと教えてもらえますか。高額な金額にはなるんであれですけど、どういう基準でこれは算定されるのか。

○こども未来課長　保育士の時間外勤務手当でございますが、市の事務職等と同様に勤務した時間をお支払いするという形になります。

○野下委員　詳細が勉強不足で分かりませんが、これは例えば、保育園であれば園長が一番上にいるんですけど、園長が今日はあなた何時までですよとか、そういうふうにするのか、自分が今日は何時までやりますよとか自己申告でやるのか、これはどういうふうになっていますか。

○こども未来課長　保育士の業務に関しまして、当然お子さんを見る保育の時間と事務の時間、またはいろんな保育参観等の準備の時間というふうに分けられると思いますけれども、事務の時間につきましては基本的にノンコン

タクトタイムということでいろいろお話をさせていただいておったんですけども、お子様を直接見るのではなくて事務とかを充てる時間、お子さんとちょっと離れる時間ということで設けまして、事務時間等、準備といえますか、そういった時間を設けるようにしております。

実際、どうしても時間外勤務が発生するものもございますので、そういったものといたしましては職員会議、週に1回水曜日に時間外の時間を設けて全ての職員が集まって話しする時間を設けております。そういった場合であったりだとか、あとはどうしても年度末とか年度初めということでいろんな準備が膨大にございますので、そういったときに園長等の指示で残って準備を行うだとか、あとやはり保育参観、行事物の準備ということでそれぞれ時間を設けて実際は勤務しておるような状況でございます。

○野下委員　　ということは、園長の多くは指示の下で、個々の保育士が今日は何時までという形で勤務時間外をつくるという認識でいいですか。

○こども未来課長　　そのとおりでございます。

○野下委員　　分かりました。

研修のときだけ勤務時間がついて、それ以外はつかないということはないですね。そういう話も若干聞いたことがあるんですけど、それは間違いですね。

○こども未来課長　　研修というのは外部に出る研修ということでしょうか、内部の研修。

実際、昨年度の実績で申し上げますと、一番やはり多かったのは職員会議の時間外が多くて、それに費やしております。その次は新年度の準備、年度末の準備ということで、特段研修以外のものについても必要に応じて時間外勤務手当は払っております。

○委員長　　よろしいですか。

○野下委員　　別件で201ページの、これも保育園関係かな。木製ロッカーというのがありますよね、1,000万円近く。これは多分、こんだけの金額ということは全園に関係するのかどうか分かりません。そんな感じがするんですけど、これは何なんですか。

○こども未来課長　　木製ロッカーにつきましては、森林環境譲与税の活用と

ということで農政課から全庁的にそういった意向があるかどうかの調査がございました、保育園といたしましては、将来的な園の統合とかがなくて既存のロッカーが老朽化しているところを見まして、対象の園を決定し、実施をいたしました。

今回の対象といたしましては、3つの保育園、門弟山保育園、布袋東保育園、小鹿保育園のロッカーを今回は改修というか新設をさせていただいております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

○三輪委員　　185ページの病児・病後児保育事業のところでお伺いします。

成果報告書の140ページでは、風邪、インフルエンザの流行時に定員を超えるというようなお話があったんですが、年間の様子を見ると、あまり月によって差はないんですけれども、結局たくさん利用したいけれど、お断りしたから大体同じぐらいになったということかどうかと、それからそういう場合に他市の病児保育のところに行かれる方へのたしか補助もあったと思うんですが、そういう件数ももし分かれば、教えてください。

○こども未来課長　　先ほど補正のときにもお話を差し上げたんですが、i I こどもクリニック内にあるあいあい病児保育につきましては2症例3人までとなっておりますので、当然症例の違う方が、例えば2症例2人があった場合は3人目は駄目だというような形になります。その場合は市外の病児保育を利用いただくことができます。この場合は、市のi I こどもクリニックの自己負担額2,000円でございますので、仮に例えば3,000円市外で払った場合は2,000円を控除した残りの1,000円分、上限1,000円になるんですが、こちらを補助しております。

令和5年度で市外の病児保育を利用してお支払いした児童の方は7人で、延べの日数でいうと11日分ということで1万7,000円をお支払いしております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○土井委員　　決算書の54ページ、55ページ、歳入のところで、児童福祉使用

料の不納欠損額30万6,120円、都市計画課と多分一緒になっている項目なんですけれど、こども未来課の該当額というのはあるでしょうか。54ページ、55ページ。

○委員長 54ページ、55ページの不納欠損額のところ。54ページ、55ページ。

○土井委員 一番最下段の児童福祉使用料。

○委員長 ここは次のページに、57ページの上のところ保育課分の5つがありますよね。それが54ページ、55ページの不納欠損額の、この金額があるかどうかということですね。

○こども未来課長 次のページに保育課の保育料等がございまして、こちらの中に不納欠損の金額がございまして。不納欠損額28万6,620円が保育課でございまして。

○土井委員 その旧保育課のほうで出た不納欠損の内訳というか、何件が不納欠損になって、どういう御事情があって回収できなかったのかというのは分かりますか。

○こども未来課長 不納欠損の内訳といたしましては、保育料の不納欠損が10人、金額が28万6,620円でございます。

ごめんなさい、先ほど28万6,620円とお話しされ、これが保育料で、延長保育の分もございまして、延長保育は対象者5人で1万9,500円が対象でございまして。

事情といたしましては、督促等を行ってはおるんですけれども、何の返事も無い方、かつ中には市税等も滞納されているような方もございまして、実際お支払いされる能力がないというふうに判断をして、5年経過したのから順次不納欠損として計上をさせていただいております。

○土井委員 滞納があると保育園に入所するときの調整点数のほうにマイナス39点だか何だかあったと思うんですけれども、その点数の根拠みたいなものというのはあるんですか。何かすごく中途半端な点数だったと思うんですけれども。

○こども未来課長 すみません、滞納があると、保育の必要性を判断するときの優先順位を決める点数の減点はございましてけれども、具体的に何点かというのは手元資料がなくて申し訳ないんですけれども、そういったことも一応

考慮はさせていただいております。ただ、当然ほかの方との比較になりますので、そういったものがあつたとしても点数が高ければ入所ができるという状況でございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　では続いて、子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長　それでは、議案第66号　令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定のうち、子育て支援課所管分について御説明いたします。

なお、組織再編により令和5年度決算では、こども政策課と福祉課の一部が子育て支援課の所管となりますので、よろしくお願いします。

初めに、歳入でございます。

決算書の60ページ、61ページの最下段をお願いします。

14款2項7目1節教育総務手数料、備考欄、こども政策課、放課後児童健全育成手数料でございます。

次に、1枚はねていただきまして、62ページ、63ページの2段目をお願いします。

15款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、こども政策課の3つ目、母子生活支援施設措置費負担金でございます。

続きまして、同じページの下段、15款2項2目1節社会福祉費補助金、備考欄、福祉課、地域生活支援事業費補助金でございます。

続きまして、その下、15款2項2目2節児童福祉費補助金、備考欄、こども政策課の1つ目、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金でございます。

次に、2枚はねていただきまして、66ページ、67ページの中段をお願いします。

15款4項1目1節児童福祉費交付金、備考欄、こども政策課の1つ目、子ども・子育て支援交付金、5つ目、出産・子育て応援交付金でございます。

次に、1枚はねていただきまして、68ページ、69ページの上段をお願いします。

15款4項4目1節教育総務費交付金、備考欄、こども政策課、子ども・子育て支援交付金でございます。

続きまして、同じページの最下段、16款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、こども政策課の1つ目、児童委員活動費負担金、3つ目、母子生活支援施設措置費負担金でございます。

次に、1枚はねていただきまして、70ページ、71ページの中段をお願いします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金、備考欄、福祉課の4つ目、地域生活支援事業費補助金でございます。

続きまして、同じページの最下段、16款2項2目2節児童福祉費補助金、備考欄、こども政策課、地域子ども・子育て支援事業費補助金をはじめ2項目でございます。

次に、1枚はねていただきまして、72ページ、73ページの中段やや下をお願いします。

16款2項8目1節教育総務費補助金、備考欄、こども政策課、放課後子ども教室推進事業費補助金をはじめ2項目でございます。

次に、2枚はねていただきまして、76ページ、77ページの中段やや下をお願いします。

17款1項1目2節使用料及び賃貸料、備考欄、こども政策課、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、少しはねていただきまして、86ページ、87ページの中段やや下をお願いします。

21款5項2目11節雑入、備考欄、こども政策課の3つ目、子育て短期支援利用料、7つ目、自動車損害共済解約払戻金、8つ目、親と子の遊びの広場参加料でございます。

次に、1枚はねていただきまして、88ページ、89ページの上段をお願いします。

21款5項3目1節過年度収入、備考欄、こども政策課の1つ目、令和4年

度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、164ページ、165ページでございます。そちらの下段です。

3款1項2目障害者福祉費でございます。そのうち子育て支援課の所管となりますのが、備考欄、基幹相談事業のうち4つ目、報償費でございます。

次は少しはねていただきまして、174ページ、175ページの上段、備考欄、児童発達支援センター業務委託事業でございます。

次は少しはねていただきまして、184ページ、185ページの上段です。

3款2項1目こども政策費でございます。子育て支援課の所管となりますのが、備考欄、人件費等でございます。

次も1枚はねていただきまして、186ページ、187ページの上段でございます。備考欄、子育て支援センター維持運営事業のうち、第1・第2子育て支援センター維持運営事業と第3子育て支援センター運営事業でございます。

続きまして、同ページの最下段、ファミリー・サポート・センター事業から、190ページ、191ページ中段、子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業まででございます。

次に、2枚はねていただきまして、194ページ、195ページの上段です。備考欄、母子生活支援施設措置事業でございます。

次に、1枚はねていただきまして、196ページ、197ページの上段、備考欄、児童館等維持運営事業の児童館等維持事業のうち、4つ目、使用料及び賃借料と児童館等運営事業から児童館指定管理事業でございます。

次に、1枚はねていただきまして、198ページ、199ページの上段、備考欄、児童館活動事業から子ども会活動助成事業でございます。

次は大きくはねていただきまして、318ページ、319ページでございます。

下段です。

10款1項3目放課後児童費でございます。子育て支援課の所管となりますのが、備考欄、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）から、次のページ、320ページ、321ページの下段、放課後子ども総合プラン事業

(放課後子ども教室)まででございます。

歳出のうち、子育て支援課所管の該当箇所は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　175ページの児童発達支援センター業務委託事業というのがあります。1,155万3,217円ですね。この委託事業というのはどういう内容でしょうか。

○子育て支援課長　児童発達支援センターの業務委託事業というのは、一般社団法人は一とプロジェクトに業務委託しているものでございまして、子ども発達支援センターおりぶの中に活動拠点を置きまして、子供の発達に不安を感じている保護者の相談や、保育所や学校等へ巡回相談、保健センター事業への参加とか地域の療育支援体制づくりなどを実施しているものでございます。

○野下委員　ここの委託料ですけど、何名の職員に対してなっていますか。この委託料というのは職員の委託だけでしょうか。

○子育て支援課長　その委託事業の中で関わっていらっしゃる職員としては2名でいらっしゃいます。

○野下委員　2名の方に対して、この1,155万円ということですね。

○子育て支援課長　もちろん、職員の方は2名なんですけれども、それ以外に事業費といたしまして、使われる車とか、あとコピー機のものとか、そういったものも含まれております。あと、実際に使われる家賃とか、あとは電気代とか、そういったものも含まれた全てでの合計が今の金額でございます。

○野下委員　家賃は入っていますか。

○子育て支援課長　全部ではございませんけれども、10分の1入っております。

○野下委員　2名の方の職員の方に対しての委託料が入っていますが、この人件費というのは幾らですか。

○子育て支援課長　2名の方の人件費のいろいろなものの合計でございますけれども、金額としては1,004万8,000円ということになっております。

○野下委員　今の金額は人件費についての金額でよろしいですか。

○子育て支援課長　はい、そのとおりでございます。

○野下委員　分かりました。

関連で成果報告書というのがあるんですけど、この187ページで、わかき園と発達支援センターと分けられていて、令和5年度、この決算の年度の金額は、令和3年度、令和4年度よりも増額になっています。この増額の内容、理由というのは何でしょうか。

○子育て支援課長　主要内容で申しますと、人件費の部分と、あと消費税の部分でございます。

○委員長　よろしいですか。

○野下委員　消費税というのは、令和4年度であっても令和3年度であってもかかっていますよね。人件費というのは、今の人件費が少しアップして消費税もという話で今理解したんですけど、人件費もアップをされていらっしゃる認識していいですか。あと、この消費税というのは何ですか、アップというのは。

○子育て支援課長　恐れ入ります。発達支援センターのことは、令和4年までは消費税を払っておりませんでした。それで国のほうから通知が出まして、昨年度の3月で補正予算を組みまして、消費税を払うようにという通知が来ましたので、その後、消費税の部分だけ補正をお認めいただきましてお支払いさせていただいたものですから、金額が上がったということでございます。

○野下委員　消費税が今までかかってなかったのが、令和5年度から国が、いろいろあったんでしょうけど、課税になりましたよということであったということと、あと人件費は、それは変わらなかったですか、前年度からは。

○子育て支援課長　先ほど増えた分に関してはほとんどが消費税の部分でございます。人件費はあまり入っておりませんでした。

○野下委員　ということは、人件費は大体そのままであって、消費税が新しく加わったんでこういう金額になったと、アップになったということですよ、これ。令和6年度も多分それはかかってくると思いますけど。

最後に、もう一点だけいいですか。

- 委員長 はい。
- 野下委員 この186ページの数字を見ますと、この成果の状況。この支援センターだけじゃなくて、午前中の新しい保育園にも児童発達のお入れのところを考えていくということで、この数字はすごく衝撃的な数字でして、目標に対してかなりのニーズはあるという形は間違いないと思うんですね。新しいところをつくるということが大事なことであって、この数字から見ても。この支援センター自身も、もうちょっと場所とか、広さだとか、こういったことも必要だという話は聞くんですけど、その辺はどういうふうに考えてみえるか。
- 子育て支援課長 私たちのほうの委託させてもらっている児童発達支援センターの業務の中では、どちらかというと発達相談とか保育園とかを回っての相談の業務が主でございますので、その業務に関していえば、施設の広さが足りないとか、そういったことは特にお話としては受けてはいないという状況でございます。
- 野下委員 じゃあ要望だけ。
現場の声もよく聞いていただいて、何が問題になっていて、市が委託している以上は市直営じゃないんで、業者がやっていくんで、業者が、そういう委託先が運営できるような、問題点があったら、そこはぜひ取り組んでいただいて、市全体のこういう児童発達のお子さんたちを受け入れる体制は、ぜひ、お任せだけじゃなくてサポートもお願いをしたいと。これは要望でございますので、よろしくをお願いします。
- 委員長 要望ですね。
ほかに質疑はありませんか。
- 三輪委員 成果報告書の144ページの児童虐待のことなんですが、年間で114件という結構多い数字なんですけれども、どういったところからの通報で、あとそういうのを受けて例えば児童相談所とかで親子を離れたほうがいいとか、そういうようなことになった件数というのがあれば教えてください。
- 子育て支援課長 恐れ入ります。令和5年の市役所への児童虐待の通報のことなんですけれども、件数として多いのは、309件というのが出たと思うんですけども、御家族や親戚の方からの通報が133件ということで、やっ

ぱりそこが多いです。あと学校のほうが50件、あと実際通っていらっしゃる保育園とか幼稚園、そういうところが今は26件ですね。主にはそういったところからの通報をいただいておりますのでございます。

恐れ入ります。市として通報の件数はこれに載っておりませんが、件数として309件で、すみませんでした。

○委員長　　よろしいでしょうか。

三輪委員、いいですか、これで。

須賀委員はよろしいですか。

○須賀委員　　成果報告書の施策評価の126ページで、児童館活動の参加回数が減っておるということで、これの原因というのは、例えば学童を6年生までに拡大したとか、あるいは放課後、いわゆる空き教室を利用して、そういう総合プランをやり始めたからということが原因なのか、コロナ禍が原因なのかよく分かんないんだけど、その辺はどういう分析をされてみえるか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○子育て支援課長　　児童館の人数でございますけど、確かに須賀委員のおっしゃるとおり減少のほうはしているんですけども、ただ同じようにおっしゃったコロナから回復しているという部分もありまして、令和3年から比べてきますと、この実績値、成果報告書では4.0となっておりますけれども、令和4年ですと3.1、令和3年だと2.4ということで回復基調にはあるのかなというような気はいたします。

ただ、おっしゃるように学童保育所が6年生まで拡大になったとか様々な原因があって、コロナ前にはまだ達していない状況でございますので、今後増えるように努力はしていきたいと考えております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○須賀委員　　というか基本的に事業の重複があるかないかを確認したいんですけども、要は。本来児童館に行って遊べばいいものを、こういういろんな放課後児童の施策を行うことによって減少しておるといったことなのか。特別に重複ではないということでもいいのかな。

○子育て支援課長　　児童館の活動の参加の回数でございますので、実際の児童館のイベントとか、そういったものを行っているのは基本的には土・日が

多いので、逆に言えば学童とか、あと放課後の共通プログラムとか、そちらとは、日付とはあまりかぶったりはしないかなというところは思っております。

○須賀委員　私が小学校のときは、昔、みのる児童館というのがあって、学校が終わると、そこへ卓球をやりに遊びに行ったりとか、そういうことをしておいた思いがあるので、だからそこへ通わんでも、ほかに行くところがあったのかどうかということのことでちょっと聞いてみたんだけど、そういうことでもないのかなあと思って。

○委員長　特に回答はないですか、これについては。

○須賀委員　だから、遊び場としては、そういう学校が終わった後の遊び場としては、そういうところもあって、もちろん休みのときに、そういったクリスマス会とかいろいろなイベントもあったことはあったんだけど、そういうものはほかで今でも行っておるということですかね。放課後プランの中で空き教室を利用して、そういうものもやっておるということですかね。だから、事業の重複があるかないかの確認をしておるんで、休みの日だけじゃなくて、ふだんのときも含めて。

○子育て支援課長　共通プランの中では、例えば工作であるとか、あとドッジボールであるとか、そういったものの事業をやっておることは間違いないので、やっている項目としては同じことをやっているという部分は確かにあると思うんですけども、ただ、先ほど申し上げたやっている日付とか、そういったものはずれがありますので、それが影響して下がっているとかということはないのではないかなと思っております。

○委員長　よろしいでしょうか。

○三輪委員　すみません、今のに関連してというか、結局、児童館を利用している人が、年間延べ3万8,649人で1日平均107人、成果報告書の147ページにあるんですが、結局、今これを全部廃止して1か所の（仮称）多世代交流プラザに統合するということになっているんですけど、これだけたくさんの方が利用しているものをなしにして本当にいいのかなというのをちょっと考えなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思いますが、この人たちが今度できる新しいところにみんな行くというふうに考えていらっしゃるいま

すか。

○子育て支援課長 多世代交流プラザの中に児童館がつくられることはほぼ決定はしておるんですけども、場所が1か所でございますので、全員の小学生がそこに来てもらえるとはなかなか難しいかなとは思っておりますけれども、その辺りは廃止するに当たって移動児童館ということで、いろんなところで児童館というものに接していただけるような機会を設けることで利用していただければと考えております。

○三輪委員 特に藤ヶ丘の場合は歩いてはいけないところなので、地域の方からも何とか残す方法はないのかということで要望書なんかも出ていますので、何らか変わる方法があればと思いますが、放課後、私もちょっと行ってきたんですけど、結構毎日来ているよという子もいたので、本当に行き場所がなくなると子供真ん中という政策とは逆行するので、何らかは考えていただければというふうに思います。

関連というか、ちょっと別のことなんですが、197ページの児童館等運営事業の中の役務費に、自動車損害保険料とか、車検手数料とか、リサイクル手数料とか、ドライブレコーダー取外手数料とか、新車登録手数料とかあるんですけど、これは児童館で自動車を運用しているというか、ちょっとこれがどういうものかあまりぴんとこなかったんですが、どういうことなのか教えてください。

○子育て支援課長 こちらの児童館等運営事業の中の車に関しては、もともと交通児童遊園に1台バンがございました。それが22年乗っております、それを今回軽のワンボックスに買い換えたということでございます。

○委員長 よろしいですか。

○三輪委員 その車は、児童館活動に利用する車ということでいいんですか。

○子育て支援課長 交通児童遊園のときもそうだったんですけども、学童を回ったりとか、そういったことにも使っておりますので、児童館だけというわけではございません。

○委員長 よろしいでしょうか。

○土井委員 さっきの成果報告書の126ページのところに学童保育についても書かれていて、夏休み期間が待機が多いという要因分析、課題など書かれ

ていたんですけれど、同じく成果報告書の148ページに学童保育の待機児童数19人と書かれています。この19人というのが待機の多い夏休み期間、1年のうち最も多い待機児童数なのか、この19人というのが何を指すのか、ちょっと教えてもらえますか。

○子育て支援課長　こちらの19人という数字は3月末現在の数値でございます。夏休みのときはもうちょっと多くて、令和6年3月末の数字でございます。

○委員長　令和6年3月末の数字が19人。

○子育て支援課長　恐れ入ります。令和5年度の夏休みという意味で、ちょっとずれますが、7月末現在の待機の人数でございますけれども、これは36名でございました。やはり夏休みが終わり、必要がなくなったから抜けていかれて待機のほうはどんどん減っていきますので、3月のときには19人だったということでございます。

○委員長　よろしいでしょうか。

○土井委員　すみません、3月末の19人は1年の中で最も少ない数ではない。1年のうち多分最も多いのが36人、7月末ですかね。一番少ないとどれくらい待機されていますか。

○子育て支援課長　先ほどもお答えした3月末の19人というのは、令和5年度の中の一番少ない時期でございます。例年、夏休み終わって、9月、10月、11月と進んでいくに当たって、お子さんも成長されていかれて学童はもういいかなという方もみえて待機の空きができて待機も減るということが通常の流れでございます。

○土井委員　ちょっと関連して、上の表のところに平均出席率というのがあって、これを見ると大体五、六割で、いつもちょっと少ないのかなと思うんですけど、多分これが夏休みと、それこそ3月とかで平均出席率も大分違うのかなと思うんですけど、平均出席率が最も高い月と最も低い月でどれくらいの数字なのかというのは、分かったら教えてもらいたいです。

○子育て支援課長　出席率でございますけれども、一番出席率が令和5年度で考えますと多いタイミングが、5月とか6月、新入生の1年生が入ったときがやはり出席率が一番高くなります。夏休みは意外と、長期だけ来る方と

いう方も、分母が増えますので、出席率自体は若干減少をする傾向にございます。

○委員長 参考にその数字は出ますか、その5月、6月が何%か。

○子育て支援課長 分かりました。令和5年の月別の出席率でございますけれども、66.3%が5月でございます。6月が66%、夏休みとかですと、例えば7月であれば50.3%ということになります。

○委員長 よろしいでしょうか。

○土井委員 夏休みとか一番高いときには、大分、100%近く出席しているのかなと思ったら、それでも7割弱ということなんですけれども、この待機児童が今度どこかの校区に偏っているというわけではなく、一番多い時期で36人、少なくて19人というのは結構分散して……、内訳を見ないと、ごめんなさい。どっちかでいいですけど、どんな感じなのかな。

○子育て支援課長 待機児童のことでございますけれども、3月末の数字でお答えさせていただきますと、おっしゃるとおり、学童保育所の面積と子供の数のことも偏りがございますので、多いところは古知野北学童保育所が例えば19人の中で5名、古知野西学童保育所が14名ということになっております。

○委員長 ほかよろしいでしょうか。

○三輪委員 その今のところに関連してです。学童保育の支援員補助人材派遣の委託料が211万7,016円というのがあります。どうしても人手がなくて、夏休み、派遣の方でお願いしたと思うんですけども、これが何人工で、今年はそれよりも増えたのか減ったのか、分かれば教えてください。

○子育て支援課長 令和5年度の人材派遣の方をお願いした人工でございますけど、5人工でございます。

続きで今年度でございますけれども、人工としては12人工でお願いさせてもらっているところでございます。そして、人材派遣をお願いしたからと言っていいのか難しいところなんですけれども、そのおかげで古知野西学童保育所の分室とか、夏休みは特に子供が増えますので、そのところにそういう影響でそこを開くことができたという部分も、令和6年であれば古知野北学童保育所の3部屋目も、そのおかげで開くことができて待機を減らすことができたという部分もあるので、そういうところもございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　　大藪議員から本件に関して委員外議員としての発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ありがとうございます。

御異議もないようですので、委員外議員としての発言を許します。

○大藪議員　　ありがとうございます。影が薄いもんですから、見つけにくかったかもしれないですけど。

市の名前を挙げようか挙げまいかちょっと迷ったんですけど、ある近隣市としておきましょう。今年の7月18、19、20日と、新聞だとかテレビだとかで大騒ぎになりました小学校1年生の子供が虐待死してしまうという事実がありました。今回これは委員会ですから決算とか予算関係で絡めてやっていかなきゃいけないので、そこからなかなか離れるわけにはいかないと思いますが、実際、江南市の昨年度の体制として、そういった予算がきちっと、十分満足という言い方はちょっといいかどうか分かりませんが、きちっとそういった予算的なものとか、それから体制についても十分な体制が取れていたのか。

もう一個の質問、2個質問したいんですけど、もう一つは、やはり予見できなかったですね。市においても、恐らく引っ越してきて日が浅い。現実、私もそこは、その市まで行って調べてきたところ、近隣で私の知り合いもたくさん住んでいたんで聞いてみたら、知らないんですね、周りの人が。そんな人がいたかというぐらいのところで起きて、結果的にはどなたにも相談ができなくて結局そういう結果になったんだろうというような、そんな声も聞きました。

実際、これが江南市で起きるのは本当に悲しいことですので、当市においてこの先、こういったことについてどのようにお考えか。この2点だけちょっと説明してください。

○子育て支援課長　　近隣市で起きたような虐待のことが起きたというのは、

内容のほうは詳しくは申しませんが、児童相談所のほうに2回ほど一時保護をされた方が戻ってから虐待死されたということでございます。そういうことに対して対応するところといたしましては、この令和5年度の予算で申し上げますと、子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業というところと、あと要保護児童対策事業というところで管轄する形になっていくと思います。

それに関しては、要保護児童対策地域協議会というものを定期的を開いて、そういう虐待とか、そういったものになりそうな方に関しては万全の体制で見守りを続けているというところでございます。

体制といたしましては、先ほど申し上げた子ども家庭総合支援拠点運営事業の中で職員のほうも配置して、常にすぐに即応できるような対応は整えているところでございます。

江南市で起きた場合はどうかということのお尋ねでございますけれども、これに関してはもともと児童相談所のほうで管轄していた虐待案件でございますので、そこに、児童相談所が管轄しているものに関して市のほうから、これはどうなった、あれはどうなったということは正直お聞きすることはできませんけれども、児童相談所のほうでオーケー、この方だったら児童相談所から離れてもいいなというものに関しては逆送致と申しまして、児童相談所から市役所のほうの管轄に下りてくることもございます。そういったものに関しては私たちも関わるすることができますので、そういったものに関しては丁寧に対応を続けてまいりたいと思っているところでございます。

○大薮議員　大変いい回答をありがとうございました。

できる限り、ああいった本当に悲惨なことにならないように、いろんな面で気を使っていたきたいなというふうに考えております。最後、要望で終わりますので、お願いします。

○委員長　ほかに質疑ありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　では続いて、健康づくり課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、議案第66号　令和5年度

江南市一般会計歳入歳出決算認定について健康づくり課の所管について御説明申し上げますので、事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段の14款1項1目1節総務管理使用料、備考欄、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設使用料以下4件でございます。

3枚はねていただきまして、60ページ、61ページ上段をお願いいたします。

14款2項3目1節保健衛生手数料、備考欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入以下5件でございます。

1枚はねていただきまして、62ページ、63ページ中段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金以下2件でございます。

1枚はねていただきまして、64ページ、65ページ上段をお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の疾病予防対策事業費等補助金以下4件でございます。

1枚はねていただきまして、66ページ、67ページ上段をお願いいたします。

15款3項4目5節保健衛生費委託金、備考欄、健康づくり課所管の乳幼児身体発育調査委託金でございます。

次に、下段をお願いいたします。

15款4項2目1節保健衛生費交付金、備考欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金以下3件でございます。

2枚はねていただきまして、70ページ、71ページ上段をお願いいたします。

16款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

1枚はねていただきまして、72ページ、73ページ上段をお願いいたします。

16款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金以下6件でございます。

2枚はねていただきまして、76ページ、77ページ中段をお願いいたします。

17款1項1目1節土地建物貸付収入、備考欄、健康づくり課所管の土地貸付収入でございます。

次に、17款1項1目2節使用料及び賃貸料、備考欄、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設自動販売機設置場所貸付収入でございます。

1枚はねていただきまして、78ページ、79ページ中段をお願いいたします。

18款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄、健康づくり課所管の寄附金でございます。

次に、18款1項3目2節保健衛生費寄附金、備考欄、健康づくり課所管の寄附金でございます。

次に、最下段の19款1項1目1節基金繰入金、備考欄、健康づくり課所管の江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

2枚はねていただきまして、82ページ、83ページ中段をお願いいたします。

21款5項2目6節健康診査等実費徴収費、備考欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

1枚はねていただきまして、84ページ、85ページ上段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、備考欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費以下7件でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

少し飛んでいただきまして、126ページ、127ページをお願いいたします。

2款1項8目布袋駅東複合公共施設費、備考欄、最上段の布袋駅東複合公共施設維持運営事業でございます。

大きく飛んでいただきまして、216ページ、217ページをお願いいたします。

4款1項1目健康づくり費、備考欄、人件費等から、進んでいただきまして231ページ備考欄中段の骨髓提供者等支援事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　221ページは該当しますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　衛生費、決算書で、はい。

○野下委員　その中の扶助費で風しんワクチン接種助成金というのがあって、金額的に少ないんですよ、実績的に。こちらの成果報告書を見ると、何名

というのはよく分かりませんが、2人という数字もあるんですけど、これは実際には何名の方が利用されていらっしゃるでしょうか。241ページに何かいろんな表があるんですけど、風しんというので。

○委員長 成果報告書が241ページですか。

○野下委員 下のほうにも任意予防接種、風しん助成者2とかもあるんですけど、実際何名ですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらは主要施策成果報告書のほうで241ページの下段のほうの中央にございます風しんという助成者、1回、2とあります。こちらは妊娠を希望する女性の方で、風疹の抗体検査を受けて抗体値が低かった方の予防接種について助成をした実績となっておりますので、男性の風疹の追加的対策とは異なる通常の助成になっています。

○野下委員 そうすると、この決算書に出ている助成金9,950円というのは、今リンクをするような形で、男性と別なんでしょうか、実際に受けた方。

○健康づくり課長兼保健センター所長 主要施策成果報告書の上段の右半分のほうの上から3つ目の表のところに風しんの追加的対策というものがございます。こちらのほうで、令和5年度に抗体検査の対象者が8,137人のうち抗体検査を実施した方が101名、そのうち抗体値が低く予防接種をされた方が9名います。こちらの追加的対策は、今年度末、令和7年3月31日で終了するものとなっております。

○野下委員 といいますと、これはこういう風疹の接種助成金というのができたわけですし、令和7年というのはあと半年あるかないかですよ。その中で実績的には9と書いてありますが、かなり対象者がいらっしゃるにもかかわらず、実際にはこの検査自身もされた方が少ないということですよ。これは何か方法を考えていらっしゃいますか、あと半年しかないですけど、受診者を増やすとか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの風疹の対象者につきましては、令和3年からの経過となりますが、対象者9,168人のうち945人が検査を受検されています。令和4年度につきましては、対象者が8,564人で330の方が抗体検査を受検されております。そういった中、令和5年度は対象者が8,137人の中で101人というような形で、それぞれ受検者数が減っているんで

すけれども、定期的なクーポン券の送付といったことを繰り返しやってきた結果の中で、受検された方、今後、半年ある中で、まだお忘れの方がいないですかといったような周知啓発のほうを今後もあんしん・安全ねっとメールとかLINEの方で努めてまいりたいと考えております。

○野下委員　大事な本当に補助金が出る接種だと思いますので、残り期間は少ないですけど、対象者がこんだけいらっしゃるということで、一人でも多くの方がその機会を利用していただいて、そして今後の将来的なところでこうならないように、そういう取組をお願いしたいということでもあります。

○委員長　要望ですね、今のは。

○健康づくり課長兼保健センター所長　令和5年度の結果は先ほど説明したとおりなんですけれども、野下委員が心配されるように、未受検者に対して令和6年度に受検していないことに対してはがきを送って個別勧奨というような形でさせていただいて、現在、受検を希望する方が増えてきているという状況もございますので、そういったところも踏まえながらしっかり対応していきたいと考えております。

○委員長　よろしいですか。

○野下委員　しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○委員長　よろしいですかね。

ほか。

○土井委員　すみません、ちょっと関連で。この風疹の追加接種が平成31年からだったと思うんですけれども、そこからの延べの受検者数は分かりますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今手元に平成31年までの累計の資料がちょっとございませんので、後ほど用意させていただいて報告させていただきます。

○土井委員　この風疹の追加接種というのは、私も妊娠していたんですけれども、40代くらいから60代くらいの男性の方が抗体を持っていない可能性が高くて、そういう方が風疹になられると、妊婦に風疹をうつしてしまうと、おなかの赤ちゃんが目が見えなくなってしまうたりとかなり怖い病気で、社会的に人にうつさないという意味でもすごく大切なことだと思っている、個人の健康を守るだけじゃなくても。この追加接種が行われるというすごいいい

施策だなと思いましたが、あと残り僅かですけれど、個別ではがきを送ってくださったりしてくださっているみたいなんですけど、改めてその意味とか、結構もうちょっと受検、接種が進むようなあと一押し、ちょっとお願いできたらと要望して終わります。

○委員長 要望ですね。

○土井委員 はい。

○委員長 ほか質疑ありませんでしょうか。

○須賀委員 成果報告書の246ページの尾北看護専門学校運営費補助金というのを558万2,000円ですか、これを出したということで、もちろん江南市に例えば就職していただいた卒業生というか、看護師というか、そういう方はお見えになるかどうかちょっと、何名お見えになるか。要はそれが補助目的なのか、補助効果なのか、それがあったかどうかということも含めて。

○健康づくり課長兼保健センター所長 すみません、令和5年度実績ですと、江南市民で江南市の病院というか尾北医師会管内の病院という形で、江南厚生病院、さくら病院、そういったところにそれぞれ合計3名が就職しております。

○委員長 よろしいですか。

○須賀委員 何人卒業して、3名卒業して3名ともということではよかったですかね、確認ですけど。

そんなことはないわな、多分。

○委員長 すみません、議事の途中ですが暫時休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時48分 開議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の須賀委員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

○健康づくり課長兼保健センター所長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

令和5年度の尾北看護学校の卒業生は34名、このうち江南市内の江南厚生病院に就職された方が3名といったような状況となっております。

それから、土井委員からの風疹の追加的対策のこれまでの累計になります

けれども、抗体検査実施者数が3,910人で、予防接種をされた方が904人となっております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員　　決算書の127ページの布袋駅東複合公共施設維持運営事業のことで伺います。

健康づくり課が入ったばかりに維持管理運営のところまで入っているんですが、この中で修繕料78万3,530円というのが、ちょっとまだできたばかりなので何の修繕かなということと、あと委託料が7,208万6,157円と結構かなりの高額なんですけど、どこに、スターツだったかと思うんですけども、この主な内容といいますか、7,000万円なので、もうちょっと詳しく中身を教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　まず、修繕料の78万3,530円になりますが、こちらは組織再編により令和6年度より子育て支援課が布袋駅複合公共施設の2階事務所に移転してきたことによりまして課長職が新たに増えるということで、電話機の不足するもの及び課長席用の回線の構成とか、あと多機能電話機の盤面の構成の変更を依頼したもので、78万3,530円というものの修繕料の経費を上げさせていただきました。

それから、委託料のほうの支払いとなりますけれども、昨年令和5年6月定例会のほうで維持管理業務委託料について、日本銀行の調査統計局の企業向けサービス価格の建物サービスの指標を使って3年ごとに見直しをするという当初の契約がございましたので、その見直しをさせていただいて、令和2年のときの契約から189万5,157円の増額をして、最終的に7,286万157円の支払いをしたものです。

施設の清掃と保安警備、そういったところの維持管理をスターツのほうに委託しているものと、あと今後の大型修繕とか、そういったものに備えて信託に預けている部分も含めて、この委託料をお支払いしたものでございます。

○委員長　　よろしいですか。

○三輪委員　　すみません、その大型修繕に備えて預けるというのがちょっとよく分からないんですが、契約でそうになっていたのかもしれないんですけど、

その金額がどのぐらいとかは分かりますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらの金額については非公表となっているところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかよろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

○委員長　では、委員の方、委員外から手が挙がっているんですけど、よろしいですか。

牧野議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、これを許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議もないようですので、委員外議員としての発言を許します。

○牧野議員　ありがとうございます。

成果報告書248ページの厚生病院の補助事業について、高度医療に関して、建築工事費及び関連工事費で、あと高度医療機器の購入費で1億2,300万円なんですけれども、大体内訳とかというのはありますか、この建築に幾ら、医療機器に幾らとかいうのは。

○委員長　牧野議員、もう一度、すみません。今の内訳と今後の話でよろしいですか。

○牧野議員　取りあえず今の内訳。

○委員長　まず今の内訳。

[発言する者あり]

○委員長　令和5年度までの事業という形のと。

○牧野議員　失礼しました。

○委員長　それはいいですか、そうしたら。

○牧野議員　それじゃあ大丈夫です。以上で。

○委員長　質問自体なしでいいですか。

○牧野議員　なしで、はい。

○委員長　なしでいいですか、では、すみません、じゃあ質問はなしという形にさせて、では以上で質疑、よろしいですか。ありがとうございます。

では、健康づくり課については以上としますが、当局から先ほどの野下委員、三輪委員及び土井副委員長の質疑に対する答弁を訂正及び追加したい旨の申出がありましたので、この訂正及び追加の申出を許可いたします。

○こども未来課長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど土井委員からいただきました御質問と三輪委員にお答えいたしました答弁内容をちょっと訂正させていただこうと思います。

まず、土井委員から保育料の滞納者の減点のお話がございますが、その点数でございますが、ちょっとお手元に資料がないということでお話を差し上げましたが、39点の減点をしております。39点、点数の割合がちょっと分かりにくいんですけれども、仮に両親とも外でフルタイムで働いていた場合は100点及び100点で200点でございますが、そのうち滞納があった場合は39点を減点するというようにしております。

なお、滞納は保育料のみを確認しておりまして、市税等の滞納は特には確認はしておりません。

○委員長 すみません、今の質問に対して、先ほど39点という点数がちょっと中途半端な点数の、なぜ39点なのかというのもちらっと質問で出ていたんですけど、何かありますでしょうか。

○こども未来課長 39点という点数でございますが、一番低い保育の理由ということで求職活動というのがございます。こちらは1か月だけ認められるものですけれども、お一方が求職活動をされていれば20点、お二人とも求職活動されていると40点になります。なので、求職活動をされている方が0点にならないように、全くゼロにならないようにということで39点というような点数設定をさせていただいております。

○委員長 1点です。

よろしいですか。今の答弁に対してよろしいですか、質問は。

[挙手する者なし]

○委員長 では、次をよろしく申し上げます。

○こども未来課長 続きまして、三輪委員から、病児保育のところで市外の病児の利用の場合の利用料の補助ということでお話をいただきました。そのときに、市内の利用の場合、i I こどもクリニックを利用した場合は利用料

2,000円でございますので、市外を利用された場合はその2,000円を差し引いた残りの分で上限1,000円で補助いたしますということで、令和5年度の実績といたしまして7人で延べ17日の利用があつて1万7,000円ということでお伝えはしたんですけれども、実際には上限1,000円ではございますが2,500円の利用のところがございまして、14日間で500円の補助がありました。3日1,000円の補助があつたということで合計1万円、決算額は1万円となっております。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長　こちらもよろしいですか。

よろしいです。

では、次、子育て支援課長。

○子育て支援課長　お時間いただき、申し訳ありません。答弁の訂正をさせていただきますたいと思います。

先ほど子育て支援課の審査の際、野下委員より児童発達支援センター業務委託事業における決算書の数字について御質問いただきました。その中の人件費の数字でございますが、私、令和6年の予算の数字を申し上げてしまいましたので、令和5年の決算の数字に言い直させていただきます。

私のほうは1,004万8,000円とお答えさせていただきましたけれども、正しくは976万6,164円でございます。あと、それに加えて、その人件費分が何人分かというふうなお問合せをいただきまして、私、2人分というふうに申し上げましたけれども、それ自体は2人で間違いはないんですが、人工がありまして、それに関しては1.25人工分が正しい数字でございますので、補足させていただきます。以上、申し訳ありませんでした。

○委員長　これに関しても野下委員、よろしいですか。

今の、よろしいですか。

では、訂正に関してはこれで終わりにします。

続いて、教育部教育課について審査をいたします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長　教育課の所管について該当ページを御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の58ページ、59ページをお願いいたします。

上段でございます。

14款 1項 7目教育使用料、1節小学校使用料は、学校施設目的外使用料（電柱）はじめ4項目でございます。

その下、2節中学校使用料も学校施設目的外使用料（電柱）はじめ4項目でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段やや下、15款 2項 6目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金は、要保護児童就学援助費補助金はじめ6項目でございます。

その下、2節中学校費補助金は、要保護生徒就学援助費補助金はじめ6項目でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

上段、15款 4項 4目教育費交付金、3節小学校費交付金は、全額令和6年度への繰越明許費でございます。

その下、4節中学校費交付金も、全額令和6年度への繰越明許費でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段やや下、16款 2項 8目教育費県補助金、1節教育総務費補助金のうち、右側備考欄、教育課所管は、放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ4項目でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段やや下、16款 3項 6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、キャリアスクールプロジェクト事業委託金はじめ2項目でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

下段、17款 1項 2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、右側備考欄、教育課所管は江南市横田教育文化事業基金利子はじめ2項目でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段、18款 1項 2目教育費寄附金、1節小学校費寄附金でございます。

次に、同じページの最下段、19款 1項 1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、はねていただきまして81ページの備考欄上段、教育課所管は江南市ふ

るさと応援事業基金繰入金はじめ3項目でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入のうち、右側備考欄中段、教育課所管は小学生平和教育研修派遣事業費負担金はじめ3項目でございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

上段、22款1項5目教育債、2節小学校債、その下3節中学校債は、ともに令和6年度への繰越明許費でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、308ページ、309ページをお願いいたします。

中段、10款1項1目教育支援費でございます。

次に、314ページ、315ページをお願いいたします。

下段、10款1項2目教育環境費でございます。

次に、322ページ、323ページをお願いいたします。

中段、10款2項1目小学校費でございます。

次に、330ページ、331ページをお願いいたします。

中段、10款3項1目中学校費でございます。

教育課所管については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　311ページの図書館司書配置事業のことで伺います。

935万7,677円という決算なんですけれども、配置状況といいますか、各校に何人、1人ずついるのか、掛け持ちであるのか、1日何時間ぐらい勤務されているのか伺いたいです。

○教育課長　図書館司書につきましては、全員で9名配置しております。3名が、古知野東小学校、古知野南小学校、布袋小学校で単独配置となっております。残りの6名については、2校を掛け持ちでの勤務となっております。また、勤務時間については4時間というところでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員 315ページのスクールソーシャルワーカーの方なのですが、近年いろいろ問題もあるので、結構重要な仕事をしていただけていると思うんですけども、これについては何人、どのような配置になっているか教えてください。

○教育課長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、配置校としては、一応、古知野南小学校と布袋小学校に在籍し、場合によって巡回していただいているというような状況でございます。配置としては2名というところでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○須賀委員 成果報告書、施策評価の106ページで、不登校児童の割合が小学校、中学校ともかなり増えているんですけども、この分析がどうなのか。何がどういうことでこういう数字に至っておるのかというのはどう考えてみえるか、どういう分析をしてみえるか、ちょっと教えてほしい。

○教育課長 不登校児童の割合につきましては、小学校、中学校ともに上昇傾向にありまして、また県下平均よりも高いことから非常に危機感を持っております。

その原因でございますが、学校のほうの調査によりますと、家庭の問題であったり、あと生活リズムであったり、友人関係であったりというところで分析のほうはしております。

その対策ではございますが、新たな事業といたしまして、令和4年度11月からなんですけど、中学校で実施している学校での居場所づくりといたしまして、校内教育支援センターを小学校にも開設のほうを始めております。令和4年11月から古知野東小学校、令和5年度は宮田小学校、令和6年度は門弟山小学校に開設しております。それで、毎日三、四名の方が見えておりまして、多いときには8名ほどの児童が利用しているということで、一定の成果はあったのかなというふうには思っております。

○須賀委員 ありがとうございます。

私は小学生で不登校というイメージがちょっと湧かないんですけども、例

例えば小学生でいうとどの学年が、いわゆる小学校1年生なのか、2年生なのか、どういう学年にそういう方が見えるのかということと、あと中学生だと例えば学年ごとでそういう違いがあるのかとか。昔だと学校を休むとすぐ校長先生が迎えに来るとか、そういうのがあったんだけど、今はそういうことがあるのかないかも含めて、ちょっと教えてください。

○教育課管理指導主事 失礼します。

小学校のほうの不登校の児童数ですけれど、4年生頃から増加傾向というのが調べでは顕著に表れているかなと思っております。

○須賀委員 中学生はどうという。

○委員長 中学生とか、あと先生が連れに行っているかどうかというのは。

○教育課管理指導主事 中学生については年によって若干違いますけれど、中学1年生から増えている年もありますが、多いのは中学2年生から増えるというのが主な傾向であります。中学3年生になってから何とか進路も目指し、復帰をしようとして減少している傾向というのが例年でいいますと強いです。

また、先生たちですけれど、家庭訪問等も実際に行って面談指導しておりますけれども、今現在は、コロナの頃から、いわゆるクロームブックを使っただけのリモートでやり取りというのも可能になっておりますので、学校との関係を切らさないような工夫は続けているというふうに考えております。

○須賀委員 あまり、例えばだんだん学校へ来なくなると、勉強がついていけなくなると余計不登校になると思うんだけど、そういう方に向けて例えば学習支援とか、そういうのはやってみえるんですかね。何かごめんなさいね、決算とちょっと絡んで申し訳ないんだけど。

○教育課管理指導主事 やはり復帰に向けては、学習面での不安があってはなかなか復帰が難しいものですから、プリントであったりとか、デジタル教材であったりとか、今学校で使っているものを提供して、こういった部分をやれるといいよということで指導し、学力の保障ができるように努めております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○土井委員 すみません、今、不登校の話をそのまま引き継がせていただき

たいんですけれど、決算書のほうでも、主要施策成果報告書のほうでも、いじめ・不登校対策事業というのは、いじめと不登校と一緒に事業を行っていらっしゃるというふうに読み取れるんですけれど、不登校の中でも、先ほどおっしゃっていた家庭でしたり健康のほうに課題があって不登校になる方と、友人関係がそれに該当するのか分からないですけど、いじめが原因で不登校になられる方とでは対策というか大分変わってくるのかなと思うんですけれど、不登校の児童・生徒数の割合というのが出ていて、その中でいじめが関連していると思われる数というか、率というか、そういうものというのはいかがい分かりますか。

○教育課管理指導主事　　まず、江南市の中にありますいじめ・不登校の対策研究会ですけど、こちらの中に部会がそれぞれ分かれておりまして、その中で主にいじめを対象に調査・研究する部会、それから不登校を主として調査・研究する部会に分かれてやっているというのがまずあります。

それから、いじめがきっかけでということで不登校に陥るといのは、認定自体は難しいんですけれど、先ほども不登校に陥ったきっかけとして、中学生になってから友人関係をめぐる問題が急に増えるというのがありますので、これも一つ、いじめのような様態というふうに捉えて防ぐように研究しておるところであります。

○委員長　　よろしいですか。

○尾関委員　　先ほど課長がサポートルームのことを取り上げていただいたんですけど、1校ずつ増えていっていますよね。これって決算書でいうと、どれぐらいのそれに対してお金を使ったかということはどこを見たらいいんでしょうか。

○教育課長　　決算書で申し上げますと、令和5年度までは適応指導教室事業ということで、317ページの右側上段、適応指導教室事業の中で見ておりました。適応指導教室事業の会計年度任用職員ということで、ここの職員を古知野東小学校と宮田小学校のほうに派遣しておったというところがございます。

それで、今年度からにつきましては別事業ということで、校内教育支援センター事業ということで新たな事業を立ち上げております。

○尾関委員 学校が増えるごとに予算も増えていくと思うんですけど、全校実施した場合はどれぐらいの予算になるという見込みはあるんですか。どうしても予算のほうの話になっちゃったけど。

○教育課長 すみません、ちょっと今金額のほうは出ないんですが、ただ勤務時間としては5時間勤務となりまして、週5日の5時間勤務でということですよ、1校当たり。

○尾関委員 それを1校当たり2人工みたいな感じでしたっけ。

○教育課長 1校当たり1人工です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 1点だけお願いします。

この成果報告書の100ページ、教育課の管轄で職場体験という項目がありますね。成果の状況ということで、下にコメントもあるんですけど、一応、目標値に対して実績値というのは、当然コロナの関係で少ないんですけど、実際的に令和5年度は268という数字があるんですけど、ここの事業所に、中学校の2年生かな、ひょっとして、ここは全部、配置はできたんでしょうか。

○教育課長 中学2年生812人が参加しております。理由がなければ、ほぼ全員参加しているというところで。

○委員長 よろしいですか。

○野下委員 これは多分、職場体験というのは希望を取ってやるんでしょうかね、生徒のここに行きたいとか。それとも学校で、こんだけで人数で、あなたもここですよというふうに割り振ってやっていらっしゃるんですか。

○教育課管理指導主事 事業所の確保に限りがございますので、希望を取るわけですが、希望どおりというわけにはいかない現状は実際にはございます。

○野下委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

○三輪委員 325ページの就学援助事業でお尋ねいたします。

子供の数は年々減っているんですけども、多分援助を受ける子供の数が

増えているのではないかと思うんですけれども、何人の方が就学援助を受けていて全体のどのぐらいの割合かということと、前たしかP T A会費とか卒業アルバムが入っていなかったような気がするんですが、その辺、最近援助に加えたものがあったら教えてください。

○教育課長　　まず人数でございますが、ちょっと令和4年度からお答えさせていただきますと、令和4年度が要保護、準要保護を合わせて891人で11.4%、令和5年度が888人で約11.6%ということで、人数は減っておるんですが、パーセンテージは上がっておるといような状況でございます。

あと、最近加えた品目でございますが、令和6年度から生徒会費のほうを新たに支給のほうに加えております。以上です。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○三輪委員　　卒業アルバムとか、修学旅行費とか、そういうのは入ってなかったでしたっけ。

○教育課長　　以前より委員のほうから御要望いただいております、令和6年度予算編成の際に、何とか財源的に生徒会費についてはめどが立ったということで見えるようになったんですが、P T A会費であったり卒業アルバムについては、今後、また予算を見ながらというところをお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○委員長　　修学旅行費は入っていると、一応録音に残しておきます。修学旅行費は入っているんですね。分かりました。修学旅行費は入っているそうですので。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

よろしいですか。

○三輪委員　　あと3点お願いします。

325ページと335ページで、民間プール活用事業なんですが、今、藤里小学校、門弟山小学校、それから西中でしたかね。

○委員長　　西部中学校。

○三輪委員　　西部中学校ね、ごめんなさい。西部中学校と3校が民間プールの活用をしていると思うんですけれども、水泳の授業というのは、あんまりばらばらばらと行ったんでは泳力がつかないと思うんですが、大体学年ごと、

全部だとかなりの数なんですけど、1つの学年が行くのは大体決まった期間と
いうか、ある程度の期間の中にちゃんと行けているのか、ばらばらではない
かどうかということと、前、中学校が冬に行っていたというのを聞いたんで
すが、現在も西部中学校は冬に行っているのかどうか、お尋ねします。

○教育課長　　まず、最後の質問の西部中学校につきましては、令和5年度に
つきましては6月から12月ぐらいの間で実施しておるといところでござい
ます。

あと、学年についてはある程度固まって行っておりまして、ティップネス
が休みの毎週木曜日に実施のほうをしております、例えば藤里小学校の
5・6年生で1限目、2限目、3・4年生で3限目、4限目を実施するとい
うような形で実施のほうはしております。

○三輪委員　　確認なんですけど、とにかく例えば1・2年生が木曜日、木曜日、
木曜日で3週間ぐらいで行くとか、そういうふうだったらあれなんだけど、
1か月後の木曜日とか、その次、1か月後の木曜日とかいうふうだと、なか
なか泳力的にどうかなと思うので、そういうことがあるかどうか、ちょっと
お尋ねしたかった。

○教育課長　　週に、木曜日ということで確かに期間が空くことはどうしても
出てくるというところです。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑は。

3つと言ったんで、今2つでしたっけ、そのうちの。

○三輪委員　　すみません。じゃあ、あと2つは331ページの2つなんですけど、
屋外遊具撤去工事費35万8,600円というのと動物飼育小屋撤去工事128万
7,000円というのがあるんですが、これはどこの学校で、どういう理由で撤
去になったのか、教えてください。

○教育課長　　まず、屋外遊具撤去工事につきましては、古知野西小学校のジ
ャングルジムほか撤去しております、あと学校名でいいますと、布袋北小
学校と門弟山小学校の3校となります。

あと、動物飼育小屋につきましては、宮田小学校と門弟山小学校で撤去の
ほうを行ったというところでございます。

- 委員長 よろしいでしょうか。
- 三輪委員 理由というか。
- 教育課長 撤去理由については……。
- 三輪委員 修理じゃなくて、例えば遊具でいうと……。
- 委員長 待ってください。三輪委員、じゃあ指名してから。
- 三輪委員 すみません、例えば遊具だと修理でなくて撤去だった理由、飼育のほうも修理ではなく撤去だった理由を教えてください。
- 教育課長 まず、動物飼育小屋については撤去ということになっております。
- 委員長 その撤去する理由は何ですかということ。
- 教育課長 撤去理由については、もう使用していないということでの。
- 委員長 もう動物は飼っていないということなんですね。
- 教育課長 動物は飼っていないということです。
- 委員長 もう一つのほう。
- 教育課長 遊具のほうは、遊具点検を行いましてE判定という一番悪い判定で、ちょっと修理もしようがないということで撤去のほうをしておるということでございます。
- 委員長 よろしいでしょうか。

これで3点終わりましたが、ほかは質疑よろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようですので、続いて学校給食課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
それでは、学校給食課所管分について説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、決算書の58ページ、59ページをお願いいたします。

中段の14款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料のうち、学校給食課分は学校給食センター目的外使用料でございます。

続きまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段の15款4項4目教育費交付金、5節保健体育費交付金のうち、学校給食課分は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目雑入、9節学校給食センター給食費徴収金でございます。

続きまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目雑入、11節雑入のうち、学校給食課分は廃食用油売払収入ほか1件でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきますので、大きくはねていただきまして、362ページ、363ページをお願いいたします。

上段の10款5校2目学校給食費でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○三輪委員 365ページ給食調理事業の需用費の中の修繕料で、給食設備と器具で352万5,209円について、どのようなものの修繕なのか教えてください。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 主には給食調理用の機器の修繕というふうになっております。

○三輪委員 南部、北部、両方ということですか。どちらか一方ですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 両センターの修繕費でございます。

○委員長 ほかに。

よろしいですか。

○須賀委員 決算審査意見書の30ページで、学校給食センター給食費徴収金というところで、いわゆる滞納額がかなり増えております。滞納者に対しては、ホームページにもあるように、払っていただければ支払い督促をするというような内容まで書いてあるんですが、実際に支払い督促をされた件数を教えてください。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 まず、支払い督促をするまでの経緯なんですが、督促状、催告書、それでも

お支払いをいただけない場合については、法的手続の移行通知ということでお知らせをします。ただ、そこまで至った経緯はないということで、支払い督促の件数はゼロです。

○須賀委員 既に滞納がある以上、全て支払い督促をすればいいと思うんですけども、なぜやっていないのか、やれないのか、やらないのか、そこら辺はどういうふうですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

まず、令和2年に民法が改正されまして、それ以前のものについては民法上時効というのは2年で制定されて短期の時効消滅の規定がございまして、2年間、要は言い方は悪いですけど、払わなければ時効が成立してしまうということになります。ただ、令和2年4月1日以降につきましては、その規定が廃止されておりますので、時効としては5年というふうになっておりますので、それ以降の管理につきましては、江南市では債権放棄条例だとかというのが今設定されていない状況なので、担当課として令和4年に江南市学校給食債権管理要綱を制定させていただいて、そちらをホームページ、または4月当初に行われます各小・中学校のPTA総会でも周知をさせていただいております。

それ以降の管理については、適宜学校の協力をいただきながら債権管理をしている状況でございまして、まずは学校のほうの協力をいただいて、払っていただける方については納付を少しずつでもしていただいている。払っていただけない方については、現状は学期ごとで学校のほうから名簿を頂いて、学校給食課のほうから督促を送付させていただいている状況でございます。

○須賀委員 議会の答弁でもあるように、いわゆる公債権じゃなくて私債権の場合については時効の援用を要するというので、要は時効の完成がないということ答弁されてみえるんですけども、今は5年時効に変わったということよろしいでしょうか。その辺、確認させてください。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
委員おっしゃるとおりです。

○須賀委員 であるならば、過去のものについては時効は成立しないわけですよ。そうしたら、例えばそれも今後5年間行使しないことによって時効

は成立するというのですか。法改正以後において従前のものについては適用されないと思うんだけど、それはもう既に時効が完成していないから欠損してないわけでしょう。だったら今取れるということであれば、支払い督促をやるべきじゃないですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
現在、収入未済額といたしまして1,800ぐらいある状況でございまして、件数で見えますと、世帯数で259件、児童・生徒数で申し上げますと366人という状況になっております。先ほど申し上げたように、令和2年以前の平成11年から令和元年につきましては、その期間に一銭も払っていない方については既に時効が成立しているということに。

○須賀委員 法改正。

○委員長 ちょっとお待ちください。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
あと、例えばそれ以前までは全ての方について督促状を送付しておりましたが、なかなか反応がないというところがありまして、それ以降については高額の方についてターゲットを絞って送付させていただいておりましたが、その中で一番困ったことが、例えばアパートに住まれていた方については居所不明ということで住んでいるところが追えない、個人情報の問題がありまして追えないというところで、不納欠損するには、時効の援用というのは相手方の意思を確認して不納欠損できるということになりますので、それ以外ですと一件一件議会の議決をいただくというような方法になってくるかなあと思いますので、そういったことで過年度の滞納整理については少し困っているという状況でございます。

○須賀委員 時効がもし完成しておるということを主張されるのであれば、本来、不納欠損の額に上がってこないかんでしょう。だけど上がっていないということは、まだ時効は完成していないから、今、もしそうであるならば、時効中断するための支払い督促をするべきだと僕は言うておるんだけど、それはなぜやらないんですかと。やってなかったということですよ、今まで、去年でも一回もないゼロ件ということですよ。

それは、例えば学校給食費の徴収というのは、生徒がまだ在学中の場合は

学校の先生に任されて学校の中で請求されてみえるということで、実際学校給食センターのほうで、今誰が担当してみえるかは知らないけど、そちらのほうにはまだ回ってこない。実際卒業されちゃってから徴収に行ったって、これはもう卒業したから知らんわということになりかねへんもんで、だから本来であれば在学中に、例えば中学校3年生のときとか、2年生のときとか、そういうときに本来請求するなり支払い督促をかけるべきだと僕は思うんだけど、ただ実際に一件も過去に実績がないわけだから、支払い督促。ということは、徴収のための手法として、せっかく支払い督促をやるということで答弁もしておるのに、やっていない現実があるわけだから、それについてどう思いますということを知っているわけだから、それを真摯に答えてもらわんと、やっていないということは事実だから。時効をかけなければ、これを全部欠損するということですよ、滞繰り分。それか債権放棄条例をつくってもらうまで待っているということなのか、その辺どう考えてみえるんですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

現在在籍してみえる児童・生徒の方の徴収については、学校の協力の下、全力で徴収をかけている状況なので、そういった状況で少しでもお支払いする意思があるということで支払い督促までは行っていません。

確かに委員言われるとおり、一番困っているケースとして、例えば新1年生で入学されると口座振替の手続をされます。それが中学校3年生まで振替というようなことで、学用品費だとか学校給食費というのが毎月口座振替の計画によって引き落としをされるというようなことなんですけど、例えば振替手続ができる銀行というのは市内に8行あります。8行ありますが、例えば郵便局が生活の母体の口座だとします。学校給食費等ということで、新たに8行の中で学校の引き落としのために口座を開かれた方が一番危ないと思っているんですけど、なぜかというとな必要以上のお金を入れない。そうすると、振替不能ということで引き落としができないというところから滞納が始まっていくと。それが学校からも連絡をしていただいていますし、学校のほうでなかなか対応できないということであれば学校給食課のほうに連絡をいただいで対応はするんですが、なかなか連絡が取れないという状況がありま

すんで、そういったところについては、できるだけ訪問しながら対応しているかなど。

最終的には、委員言われるとおり、段階を踏んで、督促して払われない、催告状を送って払われないとなれば、法的手続の通知をして、予告をして法的手続、支払い督促で簡易裁判所に申し出るというのは今後あり得るかなあというふうに感じます。

○須賀委員　支払い督促する手順としては、別にそこまで求めておるわけじゃないですから、そこまで手順を尽くさないかんわけでもないし、現実に払っていないことが事実であればですよ。昔は、学校給食の提供というのは義務じゃないもんで、もし払っていただけない弁当を持ってきてもらうとか、そういう議論もあったんだけど、今、朝食も食べてこられないような子供も多いというような中で、なかなかそこまで踏み切れないということではあるんだけど。はっきり言って、実際横着で給食費を払っていない保護者というのは相当おると思っておるんだ、僕はね。だから、そういう人じゃなくて横着で払っていない人が現実にたくさんおると思っているから、なぜそういう人に対してやらないのかということ、今、例えばそのままほかっておいたら時効になると言われたら、そうしたら時効中断をかけるのがあなたの仕事じゃないですか。

だから、そういうことをどう思っていますかということ、じゃあどうしていくつもりなのか。自分たちはやると書いてあるんだけど、やってないということで、今後やっていくのかどうかをちょっと答弁してもらえ。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
委員言われるとおり、給食費を払わないということで払った人との不公平感があるということは感じておりますので、今後、厳しい対応で徴収のほうにかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長　よろしいですか。

○土井委員　給食費の債権回収の件で、給食費の未払い分というのは、債務者のほうの申出があれば児童手当から充当することができると思うんですけど、技術的に給食費でやっている自治体があるか分からないんですけど、放課後児童クラブや何かだと最初の申請手続のときに事前に申出書を書いて

おいてもらって、払えなくなったら、それで申出があったということで児童手当から引くということをやっている自治体もあるみたいなんですけれど、江南市ではやっているのかいないのか、それについて検討されたことがあるかどうか、伺ってもいいですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
江南市につきましても、児童手当からの徴収、これは御本人、保護者の同意があつてのことなんですけど、そういったことは取り組んでおります。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑も尽きたようですので、続いて生涯学習課について審査をします。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課の所管につきまして該当箇所を御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

決算書の54ページ、55ページの下段をお願いいたします。

14款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料でございます。備考欄の生涯学習課所管分、学習等供用施設使用料はじめ4項目でございます。

次に、58ページ、59ページの上段をお願いいたします。

14款1項7目教育使用料、3節社会教育使用料の備考欄、公民館使用料はじめ9項目でございます。

次に、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

15款4項4目教育費交付金、2節社会教育費交付金の備考欄、外国人受入環境整備交付金でございます。

次に、72ページ、73ページの下段をお願いいたします。

16款2項8目教育費県補助金、2節社会教育費補助金の備考欄、放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ2項目でございます。

次に、76ページ、77ページの中段をお願いいたします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料でございます。備考欄

の生涯学習課所管分、図書館自動販売機設置場所貸付収入はじめ2項目でございます。

次に、その下、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金でございます。備考欄の生涯学習課所管分、江南市図書館整備事業基金利子でございます。

次に、78ページ、79ページの中段をお願いいたします。

18款1項2目教育費寄附金、2節社会教育費寄附金の備考欄、寄附金でございます。

次に、同じページの最下段をお願いいたします。

19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金でございます。はねていただきまして、81ページ上段、備考欄の生涯学習課所管分、江南市図書館整備事業基金繰入金はじめ2項目でございます。

次に、80ページ、81ページの最下段をお願いいたします。

21款5項2目雑入、はねていただきまして、82ページ、83ページ下段、10節電話料収入の備考欄、電話使用料（学習等供用施設）でございます。

次に、その下、11節雑入でございます。はねていただきまして、87ページ備考欄の中段、生涯学習課所管分、コピー等実費徴収金はじめ5項目でございます。

次に、90ページ、91ページの最上段をお願いいたします。

22款1項5目教育債、1節社会教育債の備考欄、公民館改修事業債はじめ2項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

182ページ、183ページの上段をお願いいたします。

3款1項5目学習等供用施設費で、備考欄、学習等供用施設維持運営事業から185ページ上段、学習等供用施設整備等事業まででございます。

大きくページはねていただきまして、338ページ、339ページの下段をお願いいたします。

10款4項1目生涯学習費で、備考欄、人件費等から、進んでいただきまして349ページ中段、生涯学習基本計画策定事業まででございます。

次に、348ページ、349ページの中段をお願いいたします。

10款4項2目文化交流費で、備考欄、文化振興事業から353ページ下段、外国人児童生徒放課後学習支援事業まででございます。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　353ページの日本語教室開催委託料が245万4,970円ということですが、これは多分、国際交流協会のほうでお願いしているものかなというふうに思うんですけども、この金額をどういうふうにして出しているかというか、週に何回お願い、週多分2回というのを聞いたんですけども、何人の方がこれに携わっていらっしゃるって、どういう根拠でこの金額になったかというのをちょっと教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今、委員おっしゃられるように、江南市の国際交流協会に委託をしている日本語教室開催委託ということになります。

こちらにつきましては、事業を協会に委託しておりますので、何人の方がこちらの教室に携わっていただいているかというところが今手持ちの数字として持ち合わせておりません。参加者の人数によって、講師の方の人数も協会のほうで精査していただいているのではないかなと思います。ちなみに、令和5年度の参加者につきましては、延べ930の方が参加しておみえでございます。

○三輪委員　そうすると、この金額というのは、国際交流協会のほうからこの程度必要というか、そういう要望というか申請があったものに対して出されているのかなと思うんですが、その点と、あともう一つ、令和5年度から県の交付金が成果報告書の118ページかな、あるという、令和4年度までなくて令和5年度から44万1,000円というのがあったんですけども、これについてどうしてここから始まったのかなという辺がもし分かれば、教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらにつきましては、外国人を日本社会の一員として受け入れられるよう社会包摂を念頭に置き、外国人が生活等に必要な日本語能力を身につけられるよう、地方公共団体が関係機関と連

携しつつ行う日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくりを行う事業に対して経費の一部を補助するということの目的で日本語教室開催委託事業に充当している、こちらは歳入の73ページでございます地域日本語教育推進補助金を充てておるものでございます。

○委員長　　まだ途中ですよ。どうぞ課長、続けてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　こちらにつきましては、令和5年度から申請をさせていただきながら、こちらの補助金を充当させていただいて、日本語教室のほうを継続して開催させていただいているものでございます。

○三輪委員　　確認ですが、令和4年度まではそれを申請していなくて、新たに県のができたわけではなくて、あったけれど申請をしてなくて令和5年度から申請したと。県から出た分で市の財政的にはちょっと減らすことができたということでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　申し訳ありません、そちらの資料を今持ち合わせておりませんので、また後日、後からお答えさせていただきたいと思います。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員　　同じく成果報告書の118ページのところの国際協会フェスの参加者がなかなか増えないということなんですけれども、予算として国際交流協会補助金というのが148万円程度ということで、なかなかこのフェスの予算がなくて大変という話もちょっと聞いたんですが、その辺はもう少し市から出すものを増やして、何とかこの国際交流フェスティバルをもうちょっとたくさんの方に参加していただけるようにするというような方向性はないでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　国際交流協会に出しております補助金につきましては、令和4年度から比べますと40万円ほど増額をさせていただいております。令和5年度の補助金については148万円ということで、令和4年度から比較しますと少し増額のほうをさせていただいております。

ただ、委員おっしゃられるように、来場者数のほうはなかなかちょっと伸び悩んでいるところもありますので、集客については今後も報道機関や情報

誌などに情報提供を進めて周知に努めていきたいと思っております。

○委員長　ほかに質疑ありませんでしょうか。

○尾関委員　文化財保護事業、351ページで該当するのか分からないんですけども、木曾川沿いの桜の管理というのは、風倒木とかで倒れたりしたもののに対して予算をつけているのか、計画的に、老木も増えてきましたので、地元で要望も出ていると思うんですけど、間引くというか、そういうことを計画的にしているのか、こういう決算額になっているのか、ちょっと流れを教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　木曾川堤の桜の剪定につきましては、今おっしゃられた351ページの文化財保護事業の樹木剪定手数料というところで木曾川堤の桜の剪定は行っております。こちらにつきましては年々増額のほうもさせていただいておりますが、なかなか桜の木の本数も多いものですから計画的に進めていくような形ではおりますが、今後も継続して予算の要求は進めていきたいというふうに考えております。

そして、間引くとか木のほうをちょっと少なくするというような話につきましては、所有者は国のほうになりますので、国だとか県だとかとも協議を進めていきながら、連携会議もございますので、その中で今後については相談のほうをしていきたいなというふうに考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

○三輪委員　347ページの図書館維持運営事業のところで、コンピューター機器借上料が2,048万6,400円というかなり高額なんですけれども、これは指定管理料とは全く別に出ているんですけれども、どうしてこういう大きい金額になるかということと、それから349ページに江南市図書館整備事業基金利子積立金というのが出ているんですが、今年から始まったようなんですけれども、この理由を教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　まず、コンピューター機器の借り上げにつきましては、江南市のほうでのコンピューターになりますので、指定管理料には含めずに市の事業ということでこちらに計上させていただいております。

349ページの江南市図書館整備事業基金利子積立金につきましては、今まで新図書館を建設するための基金を積み上げておりました。そちらのほうで、新館がオープンしましたので、こちらの基金の残りの分を図書館の整備に充てていくということで、今年度から図書館の図書を買うような形で取崩しのほうをさせていただいているものの基金の積立金という形、利子分という形になります。

○三輪委員　　ちょっとよく分からなかったんですけど、さっきのコンピューター借り上げ料が市のものというのは、図書館で使うものじゃなくて、ほかのところで使うということですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　図書館で使うものになりますが、市の財産というか市の持ち物になりますので、市で借り上げのほうをしております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　　では、質疑も尽きたようですので、続いてスポーツ推進課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　スポーツ推進課の所管につきまして該当ページを御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の58ページ、59ページの中段やや下をお願いいたします。

14款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料でございます。備考欄のスポーツ推進課分は、スポーツセンター使用料はじめ13項目でございます。

次に、72ページ、73ページ下段をお願いいたします。

16款2項8目教育費県費補助金、3節保健体育費補助金でございます。備考欄は元気な愛知の市町村づくり補助金でございます。

次に、74ページ、75ページ下段をお願いいたします。

16款3項6目教育費委託金、2節保健体育費委託金でございます。備考欄は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金でございます。

次に、76ページ、77ページの中段をお願いします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料でございます。備考欄のスポーツ推進課分は、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、86ページ、87ページをお願いします。

21款5項2目雑入、11節雑入でございます。87ページの中段やや下、備考欄のスポーツ推進課分は、コピー等実費徴収金はじめ5項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

352ページ、353ページ下段をお願いします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。右側の備考欄、人件費等から、少しページを飛んでいただきまして、361ページ下段の学校体育施設開放事業まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○須賀委員　ちょっと教えてほしいんだけど、施策評価の112ページで屋外のスポーツ施設の稼働率が何か大分下がっているんだけど、この原因とか何かそれは何ですかということで。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　はっきりした原因かどうか分かりませんが、やはりコロナの影響ですとか、最近ですと熱中症の関係で屋外でスポーツをされる方の数が減っているというような感触がございます。そういうことで数字的には減っているのではないかという認識です。

○委員長　屋内は増えているけどね。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員　357ページのスポーツプラザ維持運営事業の中の一番下のほうなんですけど、トレーニング室等管理委託料が2,141万7,000円というのがあるんですけど、トレーニング室がどのぐらい利用されているかとか、あんまり何か混んでるようなイメージがないんですけど、延べ人数とか、そういうものが分かれば教えてください。

○委員長　出そうですか。

では、後ほどまた数字が分かれば言っていただくという形で。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○尾関委員 成果報告書112ページでコミュニティ・スポーツ祭の参加者数というところで、ちょっと苦戦されているんですけど、決算書の355ページにも開催事業の予算として委託料178万2,000円とかついていると思うんですけど。例えばですけど、本年度実績で翌年の予算を決めてあげるとか、今年100万で出席率7割だったから、来年は7掛けで出しますよとやってみたらどうかなあと思うんですけど。減らすばかりじゃないですよ。増やしたら逆に増えるという話ですけど、何かそういう参加者が増える仕掛けはないですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 コミュニティ・スポーツ祭の学校ごとの開催委託料の根拠ですが、均等割でまず3万円一律、あとは委員が今おっしゃられたように、過去5年の平均の参加者数、それから校区人口、そういったところを参考にして金額を決めております。ですので、学校ごとに金額が変わっているということで、先ほどたくさんもし参加があった場合は、5年の平均にはなりますが、次の年には反映されるという状況にはなっております。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○野下委員 1点お願いします。

353ページの、これはそうかな。間違っていたらごめんなさいね。このフレンドシップ国際交流事業というのはそうですか。

○委員長 ここは違いますね。これは先ほどのところですね。生涯学習です。

○野下委員 生涯学習か。

○委員長 スポーツじゃないです。すみません。

○野下委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

- 委員長 すみません、スポーツ推進課から先ほどの答弁ですね。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 すみません、失礼しました。先ほど三輪委員のトレーニング室の利用ですが、令和5年度が2万8,602人、令和4年度が2万8,590人、令和3年度が2万7,894人でございます。若干増えきみというか、ほぼ横ばいといった感じです。

○委員長 今回の数字を聞いてよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、スポーツ推進課については以上といたします。

では、当局から先ほどの、生涯学習課もですね。

では、すみません、生涯学習課を先に、先ほどの答弁ですね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの三輪委員のお尋ねがありました地域日本語教育推進補助金につきましては、先ほどお話しさせていただいたように、令和5年度から交付のほうを受けております。こちらにつきましては、江南市、年々外国人の方も多くなってきておりまして、日本語教室のほうも参加者数が右肩上がりに上がってきておりますので、補助金のほうの交付を申請し、受けておるといところでございます。

〔発言する者あり〕

○生涯学習課長兼少年センター所長 令和5年度から補助金のほうの交付申請をして受けておるものでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、先ほどの生涯学習課の答弁、これで終わりにします。

教育課はこれで、教育関係はこれでいいです。

先ほどの、今度は土井副委員長の質疑に対する答弁の訂正をしたい旨の申出がありましたので、健康づくり課のほうですね。

○健康づくり課長兼保健センター所長 先ほどの答弁で間違えておりましたので、正しい数字のほうをお伝えいたします。

先ほど抗体検査の累計を3,910人と答弁いたしましたが、正しくは5,155人。

それから、予防接種について904人と答弁いたしましたが、正しくは1,215人となっております。失礼いたしました。

○委員長 よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、ほかにありませんか。
よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、これをもって質疑を終結します。
暫時休憩します。

午後4時11分 休 憩

午後4時11分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を進めます。
議案第66号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第67号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

○委員長 続いて、議案第67号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 議案第67号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書371ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入については、372ページ、373ページ上段の1款国民健康保険税から、376ページ、377ページの7款繰越金まででございます。

続きまして、歳出でございますが、378ページ、379ページ上段の1款保険

給付費から、382ページ、383ページ下段の8款総務費まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後4時13分 休憩

午後4時13分 開議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第69号 令和5年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第69号 令和5年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長 それでは、議案第69号 令和5年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明をさせていただきます。

事項別明細書の392ページ、393ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款保険料から、396ページ、397ページの8款2項2目1節雑入まででござ

ざいます。

次に、歳出でございます。

介護保険課所管分について御説明いたします。

398ページ、399ページをお願いいたします。

1款総務費から、404ページ、405ページの4款2項一般会計予防事業費まででございます。

次に、中段、4款3項包括的支援事業・任意事業費のうち、一部、地域ふくし課所管分を除いた部分でございます。地域ふくし課所管分につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

次に、406ページ、407ページをお願いいたします。

中段、4款4項その他諸費から7款1項予備費まででございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○地域ふくし課長　　続きまして、地域ふくし課所管につきまして該当箇所の説明をさせていただきます。

歳出について御説明申し上げますので、決算書の404ページ、405ページの下段をお願いいたします。

4款3項1目包括的支援事業・任意事業費で、備考欄、地域支援事業の包括的支援事業のうち委託料、地域包括支援センター運営委託料以下2件、その下、任意事業のうち成年後見制度に関する費用を所管するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○須賀委員　　今回の実質収支に関する調べで3億4,928万6,000円が黒字ということになったんだけど、本来であれば、今、8期の最終ということであれば、基金をかなり、これは幾ら投入したのかな、投入した分が丸々残っちゃっておるような気がするんだけど。要は、また繰越金になるということで、計画をどう、何が原因でこれだけの繰越金が出たかということで、ちょっと説明してもらえますかね。

○介護保険課長　　ただいま御質問いただきました実質収支額3億4,928万

5,498円につきましては歳入歳出の差額でございますが、今回、この中には国庫県費支払基金などのその他精算額が含まれておりまして、今回、残額として積み上げる金額といたしましては、今回補正のほうで上げさせていただきました2億2,765万6,325円となっております。

今回、8期におきまして3年間で取り崩して投入した額というのが3億9,623万1,000円で、この3期で積み立てた額につきましては3億6,028万円となっております。ですので、この3年間で基金につきましては3,478万2,007円減額となったものでございます。

今回、3年間のうち令和5年度の支出につきまして主な残額が出た原因といたしましては、施設整備が進まなかった部分の利用見込みの分が残額となったものと考えております。定期巡回・随時訪問の介護看護の施設につきましては、昨年度、令和5年の10月からのオープンとなっております見込みよりも遅くのオープンとなっていたこと、あと看護小規模多機能型居宅介護につきましては9期のほうで改めて公募するという形で先延ばしになったというところで、予定額よりも支出が少なくなったために残額が予定よりも多くなったものと考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後4時20分 休憩

午後4時20分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されま

した。

議案第70号 令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第70号 令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 議案第70号 令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

決算書409ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入については、410ページ、411ページ上段、1款後期高齢者医療保険料から最下段の4款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございますが、412ページ、413ページ上段、1款総務費から中段の3款諸支出金まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。

では、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後4時22分 休憩

午後4時22分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されま

した。

議案第73号 江南市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第73号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、追加議案書の1ページをお願いいたします。

令和6年議案第73号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

2ページには条例案を、3ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○三輪委員 確認ですが、12月2日から国民健康保険も新たにマイナンバーカードがない方には資格確認書が発行されるということですが、それに関わる変更ということで間違いはないのでしょうか。

○保険年金課長 12月2日から新たに健康保険証のほうが発行されなくなるということについて法改正が国のほうでされましたので、それに伴う市の条例の改正ということになります。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後4時24分 休 憩

午後4時24分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号を挙手により採決します。

本案を原案のとおりに可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　ありがとうございます。

挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

あと請願がありますが、すみません、請願があったね。ちょっと請願は時間がかかりますので、今日はここまでにしたいと思いますので。

では、本日の議題もまだ残っておりますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、明日13日の金曜日午前9時半から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時25分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 藤岡和俊